

2023 年度自己点検・評価報告書

点検項目	担当
基準 1 理念・目的 点検・評価項目① 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。	大学執行部

<大学執行部>

【現状説明】

本学ではその理念・目的を、大学学則第 1 章「目的および使命」第 1 条において次のように定めている。

本学は茨城キリスト教学園に属する認定こども園、中学校、高等学校と連携し、一貫した教育体系の最高機関として、キリスト教の精神による人格教育に基づき豊かな教養を培うと共に、深く学術を研究教授し、知的応用能力をもって地域社会はもとより広く国際社会に奉仕する人物を養成することを目的とする。

また、本学大学院においても大学院学則第 1 章「総則」第 1 条において、理念・目的を次のように定めている。

キリスト教を教育の基本方針とする本学建学の理念に基づき、高度の専門の学術について、その研究方法、理論及びその応用を教授研究して学術・文化の発展に寄与するとともに、地域社会と国際社会に貢献する能力をもつ人材を育成することを目的とする。

各学部・研究科の目的については、以下の通り、学則に謳われている。

文学部は、幅広く豊かな教養を身につけ、教育、保育、国際交流など、多様な分野において地域社会ならびに国際社会に貢献する人材の養成を目指す。

- 1) 現代英語学科は、国際交流語としての英語の基本的かつ高度な運用能力を有し、国際化する現代社会で活躍する人材を養成する。
- 2) 児童教育学科児童教育専攻は、初等教育に関する専門知識を有し、未来を担う子どもの健やかな成長支援と学校教育等に携わる有為な人材を養成する。
- 3) 児童教育学科幼児保育専攻は、初等教育および保育に関する専門知識を有し、就学前の子どもの教育、保育ならびに子育て支援に関わる人材を養成する。
- 4) 文化交流学科は、国内外の歴史、社会および文化に関する専門知識を有し、実践的な交流を通して世界に奉仕する人材を養成する。

(茨城キリスト教大学学則(第 2 条第 2 項))

生活科学部は、心と生命を持ち、共同体の中で自然と共生しながら生きる、傷つきやすく精妙な人間を癒し、その良き生を守る人材の養成を目指す。

1) 心理福祉学科は、心理と福祉、二つの専門領域が相互にその専門性を高めあいながら学生を育み、地域の社会福祉に貢献する人材を養成する。

2) 食物健康科学科は、人間の基本的な営みである食を科学と文化の視点から教授研究して地域社会の発展に寄与するとともに、食べ物と健康の関わりを管理、教育する人材を養成する。

(茨城キリスト教大学学則 (第2条第3項))

看護学部看護学科は、生命の尊厳への深い畏敬の念と、人間に対する深い洞察力和温かい感受性を有し、地域の保健医療福祉に貢献する人材の養成を目指す。

(茨城キリスト教大学学則 (第2条第4項))

経営学部経営学科は、幅広い教養と倫理観を備え、経営の専門的知識を持った職業人の養成を目指す。

(茨城キリスト教大学学則 (第2条第5項))

文学研究科は、その目的を達成するため、以下のような人材の育成をめざして研究と教育の充実を図る。

1) 英語英米文学専攻は、英語学、英米文学および英語教育学の分野における精深な学識を受け、英語圏において培われてきた文化や伝統を社会に生かす良き市民の育成をめざすとともに、英語教員等の高度英語専門職業人の育成を図る。

(茨城キリスト教大学大学院学則 (第3条第2項))

生活科学研究科の各専攻は、目的を達成するため、次のような人材の育成をめざして研究と教育の充実を図る。

1) 食物健康科学専攻は、食物科学および人間栄養学の分野における精深な学識と実践力を授け、高い倫理性と高度な専門知識・技術をもって地域社会に貢献する管理栄養士、食品衛生監視員、栄養教諭、家庭科教員等の高度専門職業人の育成を図る。

2) 心理学専攻は、心理学の分野における精深な学識と実践力を授け、広く社会の発展に寄与する良き市民の育成をめざすとともに、高い倫理性と高度な専門知識および技術をもって地域住民の心の健康の保持増進に貢献する、公認心理師等の高度心理専門職業人の育成を図る。

(茨城キリスト教大学大学院学則 (第3条第3項))

看護学研究科は、目的を達成するため、次のような人材の育成をめざして研究と教育の充実を図る。

1) 看護学専攻は、基礎看護科学および実践看護学の分野における精深な学識と実践力を授け、いずれかの領域で修士論文を作成するコースと、専門看護師を目指すためのコースの2コースにおいて、高い倫理性と高度な専門知識・技術をもって地域社会に貢献する専門的看護師、看護学研究やその教育を担う高度専門職業人の育成を図る。

(茨城キリスト教大学大学院学則 (第3条第4項))

我が国における私立大学は教育基本法第7条第1項に規定される公の理念を包摂することに加え、いわゆる「建学の精神」として独自の理念・目的を明確に示すことも求められている。本学は「キリスト教の精神による人格教育」を主たる方途とする私立大学として、茨城県ひいては北関東圏において独自の位置を占めており、社会的要請に対応する個性を充分有している。大学学部・学科、大学院研究科の理念・目

的にも建学の精神が含まれており、社会的要請に対応した「適切性」を充分有していると自認する。

【改善の方策】

特になし

基準 1 理念・目的 点検・評価項目② 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。	大学執行部
---	-------

＜大学執行部＞

【現状説明】

本学はその名称に「キリスト教」を冠し、学園内に礼拝堂（キアラ館）を設け、キリスト教センターを中心に様々な活動を展開している。そのひとつの事例として、キアラ館ではチャペル礼拝が原則として週3回、昼休みの時間帯に行われ、祈りと讃美歌と奨励により、クリスチャンであるなしに関わらず、キリスト教に触れることができるようにしている。このことから、キリスト教主義の精神に基づく教育研究活動を基本理念としている点に関しては、教職員間はもちろん地域においても十分に認知されている。

加えて、キリスト教主義の精神に基づく本学の理念・目的及び学部・研究科の目的について学則に明示してきたことは前述の通りであるが、これに準ずる諸規則等についても学則との関係を概ね当該規則第1条において謳っており、さらに教職員及び学生や社会に対して分かりやすく説明してゆくための各種方針等を様々な媒体を用いて発信してきた。その媒体は多岐にわたるが、主として全学生に配付する『履修要覧』および本学 Web サイトの2つが挙げられる。

学則本文については『履修要覧』に、大学院学則については『大学院履修要覧』にそれぞれ掲載するとともに、Web サイト上の「情報公開」の項目に掲載し、さらに『履修要覧』全頁を PDF 形式でダウンロードできるようにしている。

学則本文に示す人材育成その他の教育研究上の目的は、毎年発行する『茨城キリスト教大学入学案内』および『大学院入学ガイドブック』等の各種広報媒体や本学ホームページにおいて、教職員・学生・社会に対する丁寧な解説を続けている。

学則に明示する理念・目的をよりわかりやすく社会に示すことを目指して策定した学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）および教育課程方針（カリキュラム・ポリシー）についても、学部・学科・専攻および研究科・専攻ごとのものも含めて、『履修要覧』に全文を掲載している。あわせてこの2つのポリシーについては、入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）、地域連携方針、グローバル化方針、キャリア支援方針とともに、Web サイト上の「各種方針」と題する頁において、全文を掲載している。

入学生や在学生に対しては、各種オリエンテーションやガイダンスの際に、上述の『履修要覧』等を踏まえながら周知徹底を図っている。入学式や学位授与式についてもキリスト教の礼拝形式で執り行い、建学の精神を体感させるための重要な機会と位置付けている。

【改善の方策】

2020 年度の認証評価時に受けた指摘に基づき、2021 年度より自己点検・評価報告書を毎年度作成し、本学 Web サイトに提示している。今後もこれを継続していく。

基準 1 理念・目的 点検・評価項目③ 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。	大学執行部
--	-------

＜大学執行部＞

【現状説明】

茨城キリスト教学園では 2023 年度現在、第 15 期中期経営計画（2021 年度～2025 年度）を Web サイト上に公表している。第 14 期までの中期経営計画と異なり、学園の理念（スクールモットー：Peace Truth LOVE 平和と心理と、愛）と目標（人と社会に進んで奉仕し、福祉と平和に貢献する人間を育成する、地域と世界に開かれた、つながる学園を目指します。）に基づく 5 つの戦略を柱としたものである。またこの戦略に基づき、大学のマスタープラン等を策定している。大学のマスタープランとして掲げる各戦略および中科目は、下記の通りである。

戦略Ⅰ：広報戦略と募集活動による入学者の確保

1. 学生募集に効果的な広報活動と入試制度の再構築

- (1) 魅力的なホームページや広報誌の作成により発信力を向上し、安定的に志願者を確保するためのブランド力を構築する。
- (2) 志願者、入学者データの分析に基づき、戦略的な募集活動を行う。

戦略Ⅱ：特色ある教育・研究活動の推進

1. 建学の理念に基づいた教育

- (1) キリスト教精神に基づき、豊かな教養を培う教育を実践する。
- (2) 地域・国際社会に貢献する人材を育成する。
- (3) 総合学園として、中高・こども園との連携教育を促進する。

2. 教育の質保証

- (1) 教育目標を達成するために教学マネジメントを確立する。
- (2) 学生のニーズを体系的に調査し満足度を向上する。

3. 学生支援体制の充実

- (1) 多様な学生への相談体制を充実させる。
- (2) 学生のニーズを体系的に調査し満足度を向上する。

4. 教職員研修の充実

- (1) FDおよびSDを推進する。

5. 多様な研究の推進

- (1) 研究力の向上および領域横断型研究を推進する。
- (2) 外部競争的研究資金の獲得に向けた取り組みを推進する。

戦略Ⅲ：地域連携とグローバル化の推進：

1. 地域社会貢献への積極的活動実施

- (1) 地域社会からの要請による講座を開設する。
- (2) 地域で行われるイベントに積極的に参加する。
- (3) 地域との連携によりリカレント教育を推進する。

2. グローバル化の推進

- (1) 海外留学・研修を促進する。
- (2) 海外提携大学との連携を強化する。
- (3) キャンパス内の国際化を促進するための体制を充実させる。

戦略Ⅳ：キャリア教育と就職支援・進学支援

1. 進路支援に対する組織的な支援体制の強化

- (1) 体系的なキャリア教育を行う。
- (2) 就職活動や支援体制強化のために卒業生との連携を推進する。
- (3) 各種免許や資格取得、採用試験の合格者数増加を図る。

戦略Ⅴ：バランスのとれた財務基盤の構築

1. 組織ガバナンスの強化

- (1) 「茨城キリスト教大学ガバナンス・コード」に基づき、適切なガバナンス確保に努める。
- (2) 教育研究の水準向上、および社会的責任を果たしていくため、自己点検・評価を徹底して行う。

上記の戦略・項目の下部には、270項目を超える具体的かつ実現可能なプランが大学各部局から示されており、そのプランに沿って取り組みがなされている。2020年度の認証評価でも中・長期の計画およびそれを実現するための施策を「概ね適切に設定している」との評価を受けたが、着実にその内容の具体化・精緻化を進めているものと評価する。

【改善の方策】

2023年度は第15期中期経営計画の3年目となり、これまでの状況と比べても教育研究活動が通常に戻ると想定される。上記、中期経営計画の戦略および各項目を踏まえ、本学の理念・目的と関連させ、遂行していく。

基準2 内部質保証 点検・評価項目① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。	大学執行部
--	-------

<大学執行部>

【現状説明】

自己点検・評価報告書の作成については、2021年度分より毎年度、全学的に実施し公開する体制が継続している。しかしこれまでの自己点検・評価は総じて、各項目に関係する部署長等が自身の主観に基づいて随筆的に記述してきた感が強い。そのため評価の客観性・妥当性という点で大きな課題を抱えていた。そこで2023年10月、「茨城キリスト教大学内部質保証に関する規程」を施行し、この新規程に基づいて「内部質保証会議」を発足。この会議において2024年度全事業を対象とする自己点検・評価のための数多くの客観指標（いわゆるKPI）と、各項目の評価担当責任者を詳細に定めた「茨城キリスト教大学内部質保証方針2024 別表」を確定させた。

【改善の方策】

今後速やかに上記の方針「別表」に方針「本文」を加えた「茨城キリスト教大学内部質保証方針2024」を

策定し、2024 年 5 月に WEB ページ等で公表する予定である。評価方針（指標・対象・方法等を含む）をあらかじめ広く社会に示しておくことによって、評価段階での恣意や主観をできるだけ廃し、客観的な点検・評価へと抜本的に改善していく。

基準 2 内部質保証 点検・評価項目② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。	大学執行部
---	-------

<大学執行部>

【現状説明】

前述の「内部質保証に関する規程」において、内部質保証の責任主体である「内部質保証会議」の設置を定めた。この会議は大学運営会議の構成員（学長・学部長・学環長・各部署長）に各学科主任を加えた体制としている。またこの会議のもとに、方針改定や自己点検・評価の実務を主導する「基本方針検討委員会」を設け、副学長以下数名によってこれを組成することとした。このことにより、全学的な体制が整備できたものとする。

【改善の方策】

2024 年度は、上記の新規程に定める内容に基づき、とりわけ内部質保証会議において決定する方針を予め掲げた上で、内部質保証を全学的に実施する。

基準 2 内部質保証 点検・評価項目③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。	大学執行部
--	-------

<大学執行部>

【現状説明】

各部局における自己点検・評価はこれまで継続的かつ全学的に実施されてきたが、前述の通りいささか評価基準・指標が曖昧であり、客観性や妥当性に欠けるという点で有効に機能しているとは言い難いところがあった。2023 年度はこの課題を達成するための新規程ならびに新方針を全学的な議論を経て着実に整えた年度であった。

【改善の方策】

上記の新規程・新方針に着実に基づく自己点検・評価を 2024 年度末に実施し、その有効性を確認する。

基準 2 内部質保証 点検・評価項目④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。	庶務課
--	-----

<庶務課>

【現状説明】

学校教育法施行規則 172 条の 2 に基づく教育や修学に関する情報を、私立学校法第 63 条の 2 に基づく寄附行為、役員等名簿、役員報酬等基準および財務情報を、さらに校舎等の耐震化率を本学ホームページの「情報公開」において適切に公開している。

【改善の方策】

関係者の意見や他大学の情報公開ホームページを参考にして、見やすさや内容の充実を図る予定である。

基準 2 内部質保証 点検・評価項目⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	大学執行部
---	-------

<大学執行部>

【現状説明】

各組織の自己点検・評価は、前回の認証評価後、2021 年度・2022 年度・2023 年度の 3 回にわたって定期的実施し、そこで明らかになった課題については改善・向上の取り組みを実施してきた。本学 Web サイトでもその結果を公表している。

【改善の方策】

2024 年度分については前述してきた新規程・新方針どおりに新たな自己・点検評価を実施し、改善・向上に向けた取り組みへの有効性を見定めていく。

基準 3 教育研究組織 点検・評価項目① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。	大学執行部
--	-------

<大学執行部>

【現状説明】

本学の理念・目的に照らし、4 学部（文学部、生活科学部、看護学部、経営学部）、3 研究科（文学研究科、生活科学研究科、看護学研究科）を設置し、各学部・研究科に必要な施設・設備を整備していることはもちろんのこと、その他に、図書館と種々の目的を有する 6 つのセンター（学術研究センター、情報センター、地域・国際交流センター、キャリア支援センター、全学教養課程センター、カウンセリング子育て支援センター）を有しており、組織の設置状況は適切である。

【改善の方策】

本学は教職に力を入れていることから、「教職支援センター」（仮称）の創設を検討していく。

基準 3 教育研究組織 点検・評価項目② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	各学部 各学科 全学教養課程 各研究科 生研 2 専攻
--	---

＜文学部＞

【現状説明】

教育研究組織の適切性に関する定期的な点検・評価は、「学園中期経営計画」における「アクションプラン」において実施している。

アクションプランの各項目は、各学部・学科・専攻の単位で掲げており、それぞれが毎年度、その進捗を点検・評価し、次年度のアクションプランの適切性について見直し等を行っている。

各教員がそれぞれの専門性に基づきアクションプランを確認、検証して毎年の評価、改訂に積極的に取り組んでいる。

【改善の方策】

今後の改善・向上に向けた取り組みについては地域社会の現状、要請に鑑み検討し、毎月行われている関係の会議等において、その都度確認し合うのが適切な方法・処置ではないかと考えている。

＜現代英語学科＞

【現状説明】

学則にあるように「国際交流語としての英語の基本的かつ高度な運用能力を有し、国際化する現代社会で活躍する人材を養成する」ことを学科の主要な意義とし、大学全体が掲げるグローバル化推進を先導する役割を担っているが、組織の「適切性」を点検する基準は具体的に決まっておらず、またその機会も明確化されていない。

【改善の方策】

現代英語学科という組織の適切性を評価する基準を早急に設ける必要がある。またその上で改善・向上の取り組みのプロセスを決定する必要がある。基準の設定方法については、引き続き検討していく。

＜児童教育学科＞

【現状説明】

各教育研究組織の適切性に関する定期的な点検・評価は、「学園中期経営計画」における「アクションプラン」において実施している。

児童教育学科では「学園中期経営計画」5年の計画「マスタープラン」（学士課程教育改革）に基づき1年ごとに、業務計画（小科目）を達成するための下記8項目の「アクションプラン」を定めている。

- 1) 授業内容、学生の学外、学内での活動、教員の研究活動などをホームページに掲載することで高校生、地域の方々に児童教育学科をアピールする。
- 2) 学科基幹科目である「労作体験」の充実。自然と人間との関わりや地域の人々の生活を考えると共

に、生活上必要な習慣や技能を修得するための体験型学習を実施する。

- 3) 日立市教育委員会との連携を維持・発展し、学校ボランティアの充実や、初等教育実習の効果的な実施を促進する。
- 4) 授業に関わる学生ボランティア支援の充実。学校教育ボランティアやアンネローゼ子育て支援における保育ボランティア等、学生の主体的、能動的な学習活動を支援
- 5) 学外実習における実習指導の充実。初等教育実習（小学校）、初等教育実習（幼稚園）、特別支援教育実習、保育実習等の事前事後指導における研究授業、指導実習等を支援する。
- 6) カウンセリング子育て支援センター所属の教員を通してアンネローゼでの子育て支援、保育への関わりを促進する。
- 7) 認定こども園と年2回の協議会を開催し連携を強化、初等教育実習（幼稚園）の事前事後における学生への指導を支援する。
- 8) 特別な支援が必要な学生について毎月の科会で報告し合うなど、教員相互の情報共有を密にする。
また、特別支援を専門とする教員による個別相談の機会を少なくとも各学期に1回以上設けるようにする。

毎年、評価下記の評価を行い、次年度への継続、項目の改訂を行っている。 A：90%以上達成 B：75%程度達成 C：50%達成 D：25%程度達成 E 10%以下の達成

児童教育学科の教員がそれぞれの専門性に基づきアクションプランを確認することで毎年の評価、改訂に積極的に取り組んでいる。

【改善の方策】

児童教育学科は教員養成を主たる目的としている。また地域と交流としてのボランティア活動にも積極的に取り組んでいる。2023 年度以降も同様の課題に取り組んでいくが、課題の施策、方法においては地域社会の現状、要請に鑑み改善しなければならない。

<文化交流学科>

【現状説明】

文化交流学科は、大学の「学園中期経営計画」におけるアクションプラン策定に合わせ、2021 年度～25 年度まで5 年に向けてアクションプランを練り直している。その中で特筆すべきは、「地域・国際交流センターや他学科・他部局と協力しながら、地域における外国人教育支援の体制を整え、積極的に教育活動を展開する」という項目である。これは 2020 年からのコロナ禍への対応もあるが、学科の持つ二つの方向（国際と地域）のバランスを考えての事であり、かつ 2021 年度のカリキュラム変更の目玉ともなっている。今後の学科の方向性を考える上で極めて重要な問題である。学科全体でこのアクションプランを認識すると同時に、それに則った様々な施策の検討を行っている。

【改善の方策】

本学科の特色は多様性であり、現在では、国際と地域の二つの文化と交流を大きな目標としている。よってアクションプランもかなり多岐多様なものとなっており、学科全体での認識にも濃淡がある。今後は、こうした問題をどう改善するのだが、毎月行われている学科会議等において、その都度確認し合うのが本学科の場合、適切な方法・処置ではないかと考えられる。

<生活科学部>

【現状説明】

教育課程の適切な履行および見直し等に関しては、第 15 期中期経営計画に係わるアクションプランの項目に含め、課題解決にむけた取り組みと評価を実施している。点検・評価については年に 2 回行われている。

【改善の方策】

アクションプランの進捗状況を点検・評価した際に見いだされる日常的な課題について学科会議および主任会議で引き続き検討していく。アクションプランに含む事項の見直しや評価方法について必要に応じて随時検討することも必要である。

<心理福祉学科>

【現状説明】

教育課程の適切な履行やアドバイザー制度の見直し等に関して、アクションプランの項目に含め、課題解決のための取り組みと評価を行っている。評価については年に 2 回行われている。

【改善の方策】

アクションプランに含む事項の見直しや検討・評価方法について検討することにより、より効果的に上記に取り組むことが可能であると考えられる。

<食物健康科学科>

【現状説明】

第 15 期中期経営計画に係るアクションプランにおいて「学科の 3 ポリシーの見直しや教育研究内容および卒業生の就職実態について精査し、学科のビジョンを明確にし、検証する」を掲げ、その点検・評価を年 2 回（中間・最終）実施している。

【改善の方策】

アクションプランの進捗状況を点検・評価した際に見いだされる日常的な課題を集約し、学科会議および主任会議で検討し、さらに学部教授会等で発議・検討することにより、管理栄養士養成課程の教育研究組織の在り方を改善・向上できるのではないかと考える。

<看護学部>

【現状説明】

教育研究組織の適切性について、毎年度アクションプランを掲げており、その進捗を中間及び年度末に、点検・評価を行っており、その結果をもとに、次年度のアクションプランの適切性について見直し等を行っている。学科会議は毎月開催しており、学科における教育研究活動については、複数の目で点検・評価することにより、その適切性を確認している。

【改善の方策】

引き続き、学科会議での自己点検・評価を行っていく。

<看護学科>

【現状説明】

教育研究組織の適切性については、毎年度アクションプランを掲げ、その進捗を中間及び年度末に点検・評価を行っており、その結果をもとに、次年度のアクションプランの適切性について見直し等を行っている。2023 年度初めに、アクションプランの目標達成に向けて、プランごとに学科内での実施担当者（委員会）を明記した。学科会議は毎月開催しており、学科における教育研究活動については、複数の目で点検・評価することにより、その適切性を確認している。

【改善の方策】

引き続き、学科会議での自己点検・評価を行っていく。

<経営学部>

【現状説明】

教育研究組織の適切性については、中期経営計画に基づいたアクションプランに従って、中間及び年度末に点検・評価を行っており、その結果をもとに、次年度のアクションプランの改善・向上に取り組んでいる。点検・評価は毎月の学科会議上で行われ、年間を通じてチェックされている。

【改善の方策】

現時点では特に改善を必要とする項目がないと判断されることから、当面は現状の体制を維持し、改善が必要かどうか見極めていく。

<経営学科>

【現状説明】

教育研究組織の適切性については、中期経営計画に基づいたアクションプランに従って、中間及び年度末に点検・評価を行っており、その結果をもとに、次年度のアクションプランの改善・向上に取り組んでいる。点検・評価は毎月の学科会議上で行われ、年間を通じてチェックされている。

【改善の方策】

現時点では特に改善を必要とする項目がないと判断されることから、当面は現状の体制を維持し、改善が必要かどうか見極めていく。

<全学教養課程>

【現状説明】

全学教養課程センターでは、毎月行われる「全学教養課程会議」（定例会議）において、全学教養課程運用上の課題や問題点について点検・検討を行っている。また、特に設置科目やクラス数の多い外国語領域や体育領域などを中心として、適宜、授業担当者との個別の協議、必要に応じて他部署との協議会を行い、上述の課題や問題点の発議と検証の作業を行っている。これらの会議を通して、複数の教職員により、全学教養課程の適切性を検討し、その結果として、改善が期待される事項が発議された場合は、現状に対する詳細な検討・議論を経たうえで、その事項の改善に向けた取り組みを行っている。

【改善の方策】

今後も上記の点検・評価及び検討の作業を定期的、かつ、継続的に行うとともに、臨時会議や領域毎の

個別の協議を通して、丁寧に点検・評価作業を行う。また、同時に関係者や関係部署との協議も取り入れ、柔軟な点検・評価作業を行うことも必要である。

＜文学研究科＞

【現状説明】

教育研究組織の適切性に関する定期的な点検・評価は、「学園中期経営計画」における「アクションプラン」において実施している。

2018・2019年に文学研究科の構成が大きく変わり、教育学専攻が廃止され、英語英米文学専攻のカリキュラムの改定も実施された。自己点検は、自己点検・評価運営委員会を通じて行われ、5カ年計画の精査も行っている。5カ年計画には研究教育成果改善策が盛り込まれる。

【改善の方策】

文学研究科では、2022年度から教員と学生を対象としたアンケートを実施し、学習成果や学習方法の評価を行い、共通認識を高める。

アンケート調査は、前期および後期終了後に実施した。両アンケートとも回答率は100%だった。最終的な結果は現在、分析中です。2023年度の学生の意見収集方法については、学生は一名のみのため、プライバシー等の問題も含め再検討する必要がある。

＜生活科学研究科＞

【現状説明】

教育研究組織の適切性に関する定期的な点検・評価は、「学園中期経営計画」における「アクションプラン」において実施している。

・食物健康科学専攻

アクションプランに項目立てをし、今後の専攻の在り方について議論を行っている。その内容については専攻会内において具体化に向けた検討を継続実施している。

・心理学専攻

「学園中期経営計画」におけるアクションプランにおいて、大科目・中科目・小科目に分けて心理学専攻の課題を挙げている。課題の進捗状況については達成の度合いを継続評価している。

【改善の方策】

・食物健康科学専攻

学生の受験者の状況や他大学院における動向、管理栄養士を取り巻く制度の見直しを踏まえあるべき体制について継続検討していく予定である。

・心理学専攻

月例の専攻会議において運営、教務、実習、入試、広報、FD、紀要の各委員より議案を提出し、検討を重ねている。

＜看護学研究科＞

【現状説明】

4月の看護学研究科会議で課題「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」による教員の数が基準の下限にあり、今後基準を満たなくなる可能性がある」を共有した。この課題の原因は、

教員の入れ替えが激しく、論文数の少なく教員審査基準に満たない教員が増えているためである。一方で、2024 年度より大学の人事制度が変わることが刺激になり、論文を公表する教員が増えているという情報がある。成果を待ち、2024 年度には教員審査を行えるようにしたい。

【改善の方策】

2024 年度も研究科会議でこの課題を共有する。

研究指導教員に対し、学部教員の研究環境を整え論文執筆を促すよう依頼し、報告を受ける。

基準 4 教育課程・学習成果 点検・評価項目① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。	各学部 各学科 各研究科 生研 2 専攻
--	-------------------------------

<文学部>

【現状説明】

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）については、学生に配付する『履修要覧』にも掲載するとともに Web サイト上でも閲覧可能にしている。

カリキュラム、授業内容の改訂を検討する場合において学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性が保たれることに留意している。学びに即した具体的な方針が定められており、また大学全体の教育理念との整合性も明らかになるように記述されている。

【改善の方策】

現時点では具体的な改善を必要としないが、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が学生に浸透するように、さらに働きかけを行っていく。

今後の教育内容の変化に合わせて定期的に点検し、必要であれば修正することも考えている。

<現代英語学科>

【現状説明】

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は学科独自のものを定めている（2022 年度入試ガイド p.12 等に記されている）。学科の学びに即した具体的な方針が定められており、また大学全体の教育理念との整合性も明らかになるように記述されている。

【改善の方策】

現時点では具体的な改善を必要としないが、今後、学科の教育内容の変化に合わせて定期的に点検し、必要であれば修正する必要は生じることと思われる。

<児童教育学科>

【現状説明】

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）については、大学全体、また学科ごとの内容を本学 Web サイト上で公表している。また『履修要覧』に掲載することで学生の認識を向上させている。

児童教育学科ではカリキュラム、授業内容の改善を検討する場合において学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性が保たれることに留意している。

【改善の方策】

大学全体の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、「建学理念」、「学力の 3 要素」に対応した児童教育学科の特色がある「建学理念」「学力の 3 要素」を策定することを機会があるごとに検討している。

また、児童教育学科の「学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」は、学科の基礎演習、入学前教育プログラムで取り上げることで学生の理解を促している。

<文化交流学科>

【現状説明】

文化交流学科としては、機会があるごとに、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）については、教員や学生が意識するように、学科内で参照することを促すなどの働きかけを行っている。

【改善の方策】

この方向で、学科内に意識が浸透するように、さらに働きかけを行っていく。

<生活科学部>

【現状説明】

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は、『履修要覧』およびホームページを通じて公表されている。その方針は、建学理念と学力の 3 要素から構成され、食物健康科学科では健康と食物、心理福祉学科においては心理と福祉に関する学修が含まれている。

【改善の方策】

ディプロマ・ポリシーに基づき、カリキュラム・ポリシーが策定され、これが食物と健康、心理と福祉に関わる専門的諸能力について具現化した内容であるか、アクションプランの点検・評価時に確認する。

<心理福祉学科>

【現状説明】

大学ホームページ等において、ディプロマ・ポリシーとして、学位授与方針が公表されている。ディプロマ・ポリシーは、建学理念と学力の 3 要素から構成され、その双方に心理と福祉に関する学修が含まれている。

【改善の方策】

現状について、改善を要する点はないものと思われる。

<食物健康科学科>

【現状説明】

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は、『履修要覧』およびホームページを通じて公表されており、情報の得やすさにも十分な配慮がなされている。その方針は、建学理念と学力の 3 要素から体系づけられ、管理栄養士養成課程における専門的諸能力に関する学修が含まれている。

【改善の方策】

ディプロマ・ポリシーに従い、カリキュラム・ポリシーを策定している。これが食物と健康に関わる専門的諸能力について具現化した内容であるか、アクションプランの点検・評価を通じて確認する。

＜看護学部＞

【現状説明】

学位授与方針については、これを定めて『履修要覧』および本学 Web サイト上で公表している。学生に配付する『履修要覧』にも掲載するとともに、Web サイト上でも閲覧可能にしている。本学の学位授与方針に基づき、修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明確に示し、学位を授与するにふさわしい内容となっている。

【改善の方策】

2022 年度からの新カリキュラムにおける。新設科目「看護学へのアプローチ」にて、学位授与方針にも触れ、学生の理解を促すとともに、本学での学修の動機づけとした。2024 年度では、新入生ガイダンスなども活用し、学生に学位授与方針を伝えていく。

＜看護学科＞

【現状説明】

学位授与方針については、これを定めて本学 Web サイト上で公表している。学生に配付する『履修要覧』にも掲載するとともに、Web サイト上でも閲覧可能にしている。本学の学位授与方針に基づき、修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明確に示し、学位を授与するにふさわしい内容となっている。

【改善の方策】

2022 年度からの新カリキュラムにおける新設科目「看護学へのアプローチ」にて、学位授与方針にも触れ、学生の理解を促すとともに、本学での学修の動機づけとした。2024 年度では、新入生ガイダンスなども活用し、学生に学位授与方針を伝えていく。

＜経営学部＞

【現状説明】

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）については、本学 Web サイト及び学生に配付する『履修要覧』に明示し、公表している。経営学科 2023 年度カリキュラム改定では、定員 10 名増員に伴う専門分野（コース）の変更が行われたため、それに合わせて学位授与方針の改定も行っている。

【改善の方策】

経営学科 2023 年度カリキュラム改定に合わせて、本学の学位授与方針に基づき、修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明確に示し、学位を授与するにふさわしい内容とするため、学位授与方針も改定した。

＜経営学科＞

【現状説明】

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）については、本学 Web サイト及び学生に配付する『履修要覧』に明示し、公表している。経営学科 2023 年度カリキュラム改定では、定員 10 名増員に伴う専門分野（コース）の変更が行われたため、それに合わせて学位授与方針の改定も行っている。

【改善の方策】

経営学科 2023 年度カリキュラム改定に合わせて、本学の学位授与方針に基づき、修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明確に示し、学位を授与するにふさわしい内容とするため、学位授与方針も改定した。

＜文学研究科＞

【現状説明】

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）については、本学 Web サイト及び学生に配付する『履修要覧』に明示し、公表している。本学の学位授与方針に基づき、修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明確に示し、学位を授与するにふさわしい内容となっている。

【改善の方策】

研究科のカリキュラムの中に 3 分野があり、それぞれの分野で修得すべき知識、技能、態度等の学習成果をさらに明確に示すべく、大学の Web サイトに掲載することが望ましい。

英語コミュニケーション専攻では改名により専攻名をより反映させるため、カリキュラム・ポリシーにコミュニケーション能力の重視を盛り込んだ。また、それに伴い、アドミッションポリシーおよびディプロマ・ポリシーの調整を行なった。これらの変更点は今後公表される予定だ。

＜生活科学研究科＞

【現状説明】

・食物健康科学専攻

ディプロマ・ポリシーに食物健康科学専攻の学位授与方針を明記している。また、その内容は大学院 Web サイト、『履修要覧』等に掲載され周知されている。履修ガイダンスでも説明を行っている。

・心理学専攻

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）では、全学共通の 5 つの能力「実践的ボランティア」「公正性」「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「(学修に主体的に取り組む) 態度」を掲げている。心理学専攻ではこれらの能力を意識しつつ、2 年間の心理学の学修を通して基礎的な知識・技能の修得のうえに対人支援領域さらに社会や国民の生活に寄与する心理専門職の育成を目指している。

【改善の方策】

・食物健康科学専攻

これまでに何度か内容の見直しが行なわれているが検討の余地があり、今後内容の精査を継続実施していく。

・心理学専攻

対人支援領域は「医療」「教育」「福祉」「司法」「産業」と多岐に亘っているが、本専攻の特色として教育領域の実習が充実している。教育領域の実習では、教育現場から期待される SC（スクールカウンセラー）としての役割を担えるよう、意識して学生の能力形成に努めたい。

<看護学研究科>

【現状説明】

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）については、本学 Web サイト「情報公開」の頁、『大学院ガイドブック』及び学生に配付する『履修要覧』に明示し、公表している。本学の学位授与方針に基づき、修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明確に示し、学位を授与するにふさわしい内容となっている。

【改善の方策】

なし

基準 4 教育課程・学習成果 点検・評価項目② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。	各学部 各学科 各研究科 生研 2 専攻
--	-------------------------------

<文学部>

【現状説明】

教育課程の編成・実施方針は、本学では「教育課程方針（カリキュラム・ポリシー）」の名称をもって定め学生に配付する『履修要覧』にも掲載するとともに、同様の『履修要覧』を Web サイト上でも閲覧可能にしている。

教育課程の方針は、学位授与方針をより具体的にしたものとなっており、学習の分野や年次に応じた具体的な学びの理念が定められている。

【改善の方策】

学生にさらに意識が浸透するように働きかけを行っていく。現時点では具体的な改善を必要としないが、今後の教育内容の変化に合わせて定期的に点検し、必要であれば修正すること考えている。

<現代英語学科>

【現状説明】

現代英語学科独自の教育課程の方針（カリキュラム・ポリシー）が定められ、『2023 年度版入試ガイド』（p.41）や大学 HP にて公表されている。教育課程の方針は、学位授与方針をより具体的にしたものとなっており、学習の分野や年次に応じた具体的な学びの理念が定められている。

【改善の方策】

現時点では具体的な改善を必要としないが、今後、学科の教育内容の変化に合わせて定期的に点検し、必要であれば修正する必要は生じることと思われる。

<児童教育学科>

【現状説明】

教育課程の編成・実施方針は「教育課程方針（カリキュラム・ポリシー）」に定められており、本学 Web

サイト上で公表している。また『履修要覧』に掲載することで在学生の認識を向上させている。

「教育課程方針（カリキュラム・ポリシー）」は全学教養課程と共に、学科、専攻ごとに「方法と理念」「分野」「年次」「評価」「その他」の内容を明示している。

児童教育学科の「教育課程方針（カリキュラム・ポリシー）」は学科の基礎演習、入学前プログラムで取り上げることで学生の理解を促している。

【改善の方策】

児童教育学科の特色がある「教育課程方針（カリキュラム・ポリシー）」を策定することを、機会があるごとに検討している。

＜文化交流学科＞

【現状説明】

文化交流学科では、ディプロマ・ポリシーと同様に、機会があるごとに、「教育課程方針（カリキュラム・ポリシー）」を教員や学生が意識するように、学科内で参照するなど働きかけを行っている。

【改善の方策】

この方向で、学科内に意識が浸透するように、さらに働きかけを行っていく。

＜生活科学部＞

【現状説明】

カリキュラム・ポリシーは、授業方法や教育理念、教育課程の分野区分、年次別学修内容、評価等で構成されている。これら方針は『履修要覧』およびホームページを通じて公表されている。

【改善の方策】

カリキュラムツリーおよびカリキュラムマップを作成し、履修ガイダンス等で活用することで、学生に明確な履修モデルを示していく。

＜心理福祉学科＞

【現状説明】

大学ホームページ等において、カリキュラム・ポリシーが公表されている。カリキュラム・ポリシーは、授業方法や教育理念、学修のプロセス、年次別学修内容が示されている。

【改善の方策】

カリキュラムツリー等を用いて図式化することにより、理解のしやすさが向上すると考えられる。

＜食物健康科学科＞

【現状説明】

カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに従い、設定されている。カリキュラム・ポリシーは、授業方法や教育理念、教育課程の分野区分、年次別学修内容、評価等で構成されている。これら方針は『履修要覧』およびホームページを通じて公表している。

【改善の方策】

カリキュラムツリーおよびカリキュラムマップを作成し、履修ガイダンス等で活用することで、学生に明確な履修モデルを示すことができると考えられる。新カリキュラムでは、カリキュラムツリーを作成したことから、積極的に活用したい。

<看護学部>

【現状説明】

教育課程の編成・実施方針は、本学では「教育課程方針」の名称をもって定め、本学 Web サイト上で公表している。学生に配付する『履修要覧』にも掲載するとともに、Web サイト上でも閲覧可能にしている。2022 年度新カリキュラム導入にあたり、教育課程方針を見直し、学位授与方針および指定規則との整合を図った。教育課程方針では、「方法と理念」「分野」「年次」「評価」の項目ごとに方針を明示した。「方法と理念」では 4 年間の学修を通して、看護に携わる人財として身につけてほしい 6 つの力を明示するなど、理解しやすさに配慮した。

【改善の方策】

2022 年度からの新カリキュラムにおける。新設科目「看護学へのアプローチ」にて、教育課程方針にも触れ、学生の理解を促すとともに、本学での学修の動機づけとした。2024 年度では、新入生ガイダンスなども活用し、学生に教育課程方針を伝えていく。

<看護学科>

【現状説明】

教育課程の編成・実施方針は、本学では「教育課程方針」の名称をもって定め、本学 Web サイト上で公表している。学生に配付する『履修要覧』にも掲載するとともに、Web サイト上でも閲覧可能にしている。2022 年度新カリキュラム導入にあたり、教育課程方針を見直し、学位授与方針および指定規則との整合を図った。教育課程方針では、「方法と理念」「分野」「年次」「評価」の項目ごとに方針を明示した。「方法と理念」では 4 年間の学修を通して、看護に携わる人財として身につけてほしい 6 つの力を明示するなど、理解しやすさに配慮した。

【改善の方策】

2022 年度からの新カリキュラムにおける新設科目「看護学へのアプローチ」にて、教育課程方針にも触れ、学生の理解を促すとともに、本学での学修の動機づけとした。2024 年度では、新入生ガイダンスなども活用し、学生に教育課程方針を伝えていく。

<経営学部>

【現状説明】

教育課程方針（カリキュラム・ポリシー）については、本学 Web サイト及び学生に配付する『履修要覧』に明示し、公表している。経営学科 2023 年度カリキュラム改定では、定員 10 名増員に伴う専門分野（コース）の変更が行われたため、それに合わせて教育課程方針の改定も行っている。

【改善の方策】

経営学科 2023 年度カリキュラム改定に合わせて、「方法と理念」「分野」「年次」「評価」「その他」の項

目ごとに方針を明示し、2023 年度用教育課程方針を作成した。

＜経営学科＞

【現状説明】

教育課程方針（カリキュラム・ポリシー）については、本学 Web サイト及び学生に配付する『履修要覧』に明示し、公表している。経営学科 2023 年度カリキュラム改定では、定員 10 名増員に伴う専門分野（コース）の変更が行われたため、それに合わせて教育課程方針の改定も行っている。

【改善の方策】

経営学科 2023 年度カリキュラム改定に合わせて、「方法と理念」「分野」「年次」「評価」「その他」の項目ごとに方針を明示し、2023 年度用教育課程方針を作成した。

＜文学研究科＞

【現状説明】

教育課程方針（カリキュラム・ポリシー）については、本学 Web サイト及び学生に配付する『履修要覧』に明示し、公表している。学位授与方針と整合させ、教育課程方針では、「方法と理念」「分野」「年次」「評価」「その他」の項目ごとに方針を明示している。

【改善の方策】

カリキュラムの内容と専攻名の整合性をとるため、専攻名を英語コミュニケーション専攻に変更した。また、研究科における 3 つのポリシーの調整、変更を行なった。

＜生活科学研究科＞

【現状説明】

・食物健康科学専攻

教育課程の編成・実施方針は、原則として、授与する学位ごとに設定されカリキュラム・ポリシーとして、『履修要覧』、大学院 Web サイトに公表されている。

・心理学専攻

教育課程方針（カリキュラム・ポリシー）では、全学共通で「方法と理念」「分野」「年次」「評価」「その他」の項目に分類している。心理学専攻では、学位授与方針に含まれた 5 つの能力形成と整合性を保つように各項目内容を記載している。また公認心理師養成に対応するカリキュラムを整え、指定科目と必要な実習時間数を修められるようにしている。

【改善の方策】

・食物健康科学専攻

1 年次を中心に履修を行い、2 年次においては研究を中心に推進し修士論文作成できるよう配慮しているが十分ではなく中間発表会等を利用したフォローアップが必要である。

・心理学専攻

1 年次において講義科目の履修を中心に、2 年次には実習科目の履修と修士論文執筆に重きを置いて 2 年間で修了できるよう計画を立てているが、学生の個人状況によっては計画遂行に向けて履修指導の工夫が必要である。

<看護学研究科>

【現状説明】

教育課程方針（カリキュラム・ポリシー）については、本学 Web サイト及び学生に配付する『履修要覧』に明示し、公表している。学位授与方針と整合させ、教育課程方針では、「方法と理念」「分野」「年次」「評価」「その他」の項目ごとに方針を明示している。

2024 年のカリキュラム改定に向け、表現を見直した。

【改善の方策】

なし。

基準 4 教育課程・学習成果 点検・評価項目③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。	各学科 各研究科 生研 2 専攻
---	------------------------

<現代英語学科>

【現状説明】

学科の教育課程方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいた授業科目を開設している。英語のコミュニケーション技能を中心として、問題解決に積極的かつ主体的に取り組める能力の開発をカリキュラム・ポリシーの特徴としているが、英語基礎技能科目の上に、異文化理解などの各専門分野別にアクティブ・ラーニングを取り入れた科目を用意している。

【改善の方策】

現時点では具体的な改善を必要としないが、今後、学科の教育内容の変化に合わせて定期的に点検し、必要であれば修正する必要は生じることと思われる。2026 年度向けにカリキュラム改正が検討中である。

<児童教育学科>

【現状説明】

児童教育学科の教育課程の編成・実施方針は「教育課程方針（カリキュラム・ポリシー）」に定められており、小学校教員、特別支援学校教員、幼稚園教員、保育士の養成における社会、地域の要請に対応する為、毎年、課程修了時の学習成果を検討している。

教員、保育士養成のための学外実習は文部科学省、厚生労働省の基準日程を遵守し、適正な人数を各実習先に振り分けている。学習の順次性は教員、保育士養成のための学外実習における実践的な修学目標を考慮して各授業科目の年次・学期配当を行っている。

児童教育学科として高校生への学習理解の機会として入学前教育プログラム、高校生の大学授業参加を行っており、学科の主たる教育目標である小学校教員、特別支援学校教員、幼稚園教員、保育士の養成への理解を促している。

【改善の方策】

児童教育学科の教育課程の主たる目標は小学校教員、特別支援学校教員、幼稚園教員、保育士の養成である。小学校教員、特別支援学校教員、幼稚園教員、保育士として必要とされる学習内容は、地域からの要請、社会状況の変化、近年の情報技術の発達により改変が求められている。これらに対応するために例年、ふさわしい授業科目の検討、設備、機器の導入を行う必要がある。

＜文化交流学科＞

【現状説明】

文化交流学科では、ホームページに掲載されている、履修モデルや履修系統図を学生に参照させることによって、学生自身で、4年間の目標や過程を常にチェックし設定し直すことができるように配慮している。ただ、本学科が、他学科とは違い、多様性を主眼としているので、モデルや系統図に縛られ過ぎないような配慮もしている。

【改善の方策】

前述したように、学生が多様性への志向を失わないようにするためには、単純な履修モデルや系統図でなく、それを踏まえて、学生自身が自らの履修をデザインできるようにする必要がある。その点についてはまだ学生への指導が足りないとも考えられる。今後の課題である。

＜心理福祉学科＞

【現状説明】

カリキュラム・ポリシーに即した科目群が配置されている。社会福祉士養成課程と公認心理師養成課程に関しては、年次配置に配慮したうえで、網羅的に開設されている。

【改善の方策】

社会福祉士関連科目については、法令に沿い、実習内容に変更が生じた。また、公認心理師関連科目については、2022年度に課程の完成年度を迎えた。2023年度以降はさらに課程運用を継続する中で実態に即して、課程のあり方について吟味・検討を加えることで、課程の質向上を図ることができると考えられる。

＜食物健康科学科＞

【現状説明】

カリキュラム・ポリシーに基づき、学科科目に「基幹科目」「専門基礎分野」「専門分野」等を設定し、「履修系統図（履修モデル）」や科目ナンバリングを整備することで、管理栄養士を養成する専門職の養成課程として順次性・体系性のあるカリキュラムが編成されている。

1年次において基幹科目に「基礎演習」、専門分野に「管理栄養士入門Ⅰ」を設定し、専門課程につながる初年次教育が行われている。

【改善の方策】

2022年より将来構想ワーキンググループを立ち上げ、次期カリキュラムについて継続検討してきた結果、学科独自のSTEAM教育を導入した新カリキュラムを作成した。モデルコアカリキュラムに従い、より順次性・体系性のあるカリキュラム編成となった。

＜看護学科＞

【現状説明】

2022年度新カリキュラムを導入するにあたり、2020年度・2021年度にかけて、教育課程を見直した。その際、看護師・保健師指定規則および学位授与方針に基づき、学科専門科目の教育課程を編成した。また、「履修系統図（履修モデル）」及びカリキュラム・ツリーを整備し、教育課程における順次性・体系性を十分に確保した。

【改善の方策】

2022年度より新カリキュラムがスタートしたため、2023年度は、初年次（1・2年次）のカリキュラム評価を行った。2024年度は、3年次のカリキュラム評価を行う予定である。

＜経営学科＞

【現状説明】

授業科目の開設については、教育課程方針との整合性が担保されている。「適切な科目区分」「職業倫理の涵養につながる教育課程の編成」「学習の順次性に配慮した各授業科目の年次・学期配当」については、カリキュラム改定時の手続きにおいて、いずれも全学的な視点で検討を行った上で、その適切性を確認している。

ただ、教育課程の編成について、全学的な視点での検討を行っているが、とくに全学内部質保証推進組織等の名称を付した全学的な組織は設置・運営されていない。

【改善の方策】

全学内部質保証推進組織に準じる全学的な組織を設置する予定となっている。

＜文学研究科＞

【現状説明】

カリキュラム・ポリシーに基づき、専門知識・技能・研究実施能力を身につけることのできる講義群を編成し、演習科目や実技・実習科目では、グループ・ディスカッションやプレゼンテーション等のアクティブ・ラーニングも設置し、さらに、大学院での学びの実践の一環として、インターンシップ等を奨励している。

【改善の方策】

英語コミュニケーション専攻への名称変更をより反映させるため、カリキュラムポリシーにコミュニケーション能力のさらなる重視を盛り込んだ。

＜生活科学研究科＞

【現状説明】

・食物健康科学専攻

カリキュラム・ポリシーに基づき必須科目、選択科目が配置されているかについて検討した結果を今年度より反映する。

・心理学専攻

学士課程から発展的な心理学の学修に繋げる「基礎科目」、公認心理師養成に対応する指定科目を含む

「応用科目」、多岐にわたる領域を網羅する「実習科目」の3つの区分から構成されたカリキュラムを用意し、計画性をもって履修することで、専門職に求められる資質と能力の育成を目指している。

【改善の方策】

・食物健康科学専攻

担当教員および新規授業担当教員の専門性を加味し、一部の科目について担当教員の変更を行ない1年が経過したがその状況について精査し改善の余地があれば更なる見直しを実施する。

・心理学専攻

今年度より始まった新しいカリキュラムでは新規4科目を設定した。しかし公認心理師を目指す学生は実習に多くの時間が割かれ、新規科目の履修が1科目にとどまった。今後は関心のある科目に優先順位をつけるなど、学生が主体的に履修計画を立てるよう指導したい。

<看護学研究科>

【現状説明】

看護学の専攻分野における研究能力または高度の専門職性を養い、看護にかかわる諸能力をもって社会に貢献する人材を育成するというディプロマ・ポリシーに基づいて、カリキュラム・ポリシーが策定されている。課程修了時には看護学に関する専門的かつ深遠な知識・技能、看護の場における課題を解決していく優れた思考力・判断力・表現力、多様な人と協働し課題解決のための学修に主体的に取り組む態度、キリスト教精神に基づく諸人生のいとなみに奉仕しようとする実践的ボランティアリズム、キリスト教精神と専門的・職業的倫理に基づく公正性が身につくことが学習成果であると考えている。そのために、本研究科では、学位取得課程にふさわしい教育課程を編成してきた。

しかし、担当者が不在になる分野が生じ、また、国の医療改革（在宅医療化）に対し新たなニーズが生じてくることが予想されることから、2024年度に向け、専攻内を5分野とする教育課程の再編成を検討した。再編成に際しては、FDを実施し教員の共通認識をはかった上で、カリキュラム・ポリシーの修正、科目の廃止、新設、分野の整理を実施した。さらに、学部の組織である教育課程評議会に報告し、意見を聴取した。

2023年度は新設科目の具体的な内容について検討した。

【改善の方策】

2024年度はカリキュラム改定後初めての1年次生が履修することになる。カリキュラム評価を実施し、今後の改善について検討していきたい。

基準4 教育課程・学習成果 点検・評価項目④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。	各学科 各研究科 生研2専攻 学務部（教務）
--	---------------------------------

<現代英語学科>

【現状説明】

単位の実質化を目的とする「キャップ制」を実施し、シラバスにおいては教育課程方針とリンクした授

業目的や到達目標、成績評価基準などを明記している。また個々の授業（講義クラス、ゼミクラスなど）においては適切な履修学生数に配慮したクラス分けを実施し、可能な限りアクティブ・ラーニングを取り入れることで学生の主体的な学びを促している。

【改善の方策】

現時点では具体的な改善を必要としないが、今後、学科の教育内容の変化に合わせて定期的に点検し、必要であれば修正する必要は生じることと思われる。

＜児童教育学科＞

【現状説明】

児童教育学科では学習成果に応じた授業形態、授業方法として演習科目や実技・実習科目では、グループ・ディスカッションやプレゼンテーション、模擬授業や場面指導等のアクティブ・ラーニングをふんだんに取り入れて知識・技能の習熟を図るとともに、課題解決に主体的に向き合う態度や思考力・判断力・表現力の育成を図っている。

児童教育学科では児童教育コース定員 70 名、幼児保育コース定員 60 名であり、1 授業の履修者数は、必修科目については 2 クラス（30～40 名）また実習を伴う科目については 3 クラス（25 名程度）としている。必修科目の各学年における演習（ゼミナール）は、さらに 10 名前後になるよう 10 クラス以上を設けている。学生が自由に選択できる科目については、担当者が適切と判断した人数を超えた場合は抽選による制限を行っている。また教員、保育士養成のための学外実習は文部科学省、厚生労働省の基準日程を遵守し、適正な人数を各実習先に振り分けている。

履修指導については毎年、授業開始以前に履修ガイダンスを実施し説明を行っている。児童教育学科の履修ガイダンスでは特に教員免許、保育士の資格取得の説明を丁寧に行っている。加えて希望者のための特別支援教育などの資格別ガイダンスも別途行っている。新入生については全体ガイダンス、資格別ガイダンス終了後もアドバイザー教員による個別の履修指導を行っている。

【改善の方策】

児童教育学科の履修指導については毎年の履修ガイダンス、資格別ガイダンスの内容、役割の確認、履修ガイダンス後の個別指導の方策を毎年検討している。

＜文化交流学科＞

【現状説明】

文化交流学科では、1 年次生から 4 年次生までのすべての学生がゼミ（1、2 年＝「基礎演習」、3、4 年＝「文化論演習」）に所属する体制をとっており、学生に教員の目が届くように配慮している。

履修指導を適切に実施することについても万全を期している。在学生については毎年度末に学科等において履修ガイダンスを実施し、次年度 4 月における履修について詳細な説明を行った後、各学生の履修計画について個別に担当教員（チューター）が指導を行っている。新入生については入学式以降直ちに、概ねその 2 倍の時間を設定したガイダンスを実施し、全体ガイダンス終了後も各チューターによる個別の履修計画指導にあたっている。その際、前掲の「履修系統図（履修モデル）」が多くの学生にとって有益な参考資料となっており、特に必修科目の登録については混乱がほぼ生じていない。選択科目については学生個人の興味や関心によるため、時間割設定の制約等により学生の希望がそのまま反映されない事態も生じるが、チューター及び学務部窓口による相談体制は常に開かれ、学生と共に検討してゆく文化も根づいて

いる。

文化交流学科としては、学生一人一人に行き届いた教育を行うために、各授業等の人数には特に注意を払っている。その中でも演習については、人数の平準化とともに、学生の意欲・希望を優先させる仕組み（希望調査・レポート調査）を取り入れるなど、特段の注意を払っている。

【改善の方策】

今後も、この方向で、学生と教員間の距離を縮めながら、学生がより良い環境で学修が進められるように働きかけを行っていく。

＜心理福祉学科＞

【現状説明】

シラバスには、予習・復習に関する方針を示すことにより、単位の実質化を図っている。また、授業にアクティブ・ラーニングをどのように取り入れるかを明示するなど、各科目において、学生の主体的な学びを意図した授業設計が図られている。

社会福祉士および公認心理師に関する実習科目については、法に規定された人数内での授業を展開するうえで適切なクラス数を配置している。

「基礎演習」に関しては、大学での学習スキル獲得のための丁寧な教育指導を実現するために、1 学年あたり 4 クラスをおいて展開している。

【改善の方策】

現状について、改善を要する点はないものと思われる。

＜食物健康科学科＞

【現状説明】

管理栄養士養成課程に関する実験・実習科目は栄養士法に定められた概ね 40 名の 2 クラスで授業を実施している。単位の実質化を図るため、キャップ制によって 1 年間の履修登録単位数の上限を設定し、『履修要覧』に明示している。また授業時間以外の予習・復習のポイントについてシラバスに明記している。

シラバスには、学生に授業で用いるアクティブ・ラーニングの方法を明示しており、学生の学習の活性化が図られている。履修指導については学科別履修ガイダンスの他、教務委員やアドバイザー教員による個別指導が行われている。

【改善の方策】

各科目の到達目標に向けての達成度を学生が把握できる仕組みとして、Web 上で管理できる学修ポートフォリオを導入し、アドバイザー教員による個別指導時に活用できるシステムを検討している。

＜看護学科＞

【現状説明】

授業概要（シラバス）には、授業の目的、学位授与方針との関係、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画及び授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等を明示し、授業内容との整合性を確保している。また、学生の主体的参加を促す授業形態として、授業で用いるアクティブ・ラーニングの方法をシラバスに明示している。またシミュレーション教育を多く取り入れ、学生の主体的な学修を支援すると

もに、より効果的な学修となるよう学科 FD を実施している。

【改善の方策】

学生の学修の活性化に向けて、引き続き学科 FD などを活用しながら、より効果的な教育方法について検討していく。2024 年度は、学科で模擬患者養成を開催し、模擬患者参加型のシミュレーション演習を多く導入し、より学習効果の高い授業を行っていく予定である。

<経営学科>

【現状説明】

学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うために、「キャップ制」によって 1 年間の履修登録単位数の上限を設定し、『履修要覧』に明示している。さらに、必修科目や必修科目のうち各学年における演習（ゼミナール）については、一定の人数となるようクラスを設けること、選択科目については授業担当者の判断で履修登録希望者が多い場合には人数制限を実施することなどにより、適切な授業の規模を確保している。

【改善の方策】

学生の希望を第一優先とし、なるべく学生の希望を受け入れるようにする。ただし、教室の物理的収容人数の観点から人数制限を余儀なくされることはある。

<文学研究科>

【現状説明】

文学研究科の院生は少人数なので、教師は指導内容や方法に柔軟性がある。この柔軟性により、個々の学生のニーズに寄り添った授業や指導が可能となり、学生の達成度や学習時間をきめ細かくチェックすることができる。さらに、各学年が始まる前に、各セメスターに最適な授業を事前に確認することができる。

【改善の方策】

現在の生徒のニーズ確認は、非公式なものであることから、正式なニーズ確認システムを導入する必要がある。

基準 3 教育研究組織点検・評価項目②で述べたとおり、少人数の学生のためのプラバシーおよび人権保護の制度を検討する必要がある。

<生活科学研究科>

【現状説明】

・食物健康科学専攻

遠隔地からの学生受け入れをしていることから、多様なメディアを利用した講義を実施している。また社会人学生への対応として夜間開講し柔軟な受け入れ態勢をとっている。

・心理学専攻

心理学専攻では、修士課程の修了要件に修士論文の提出を課している。そのため研究指導科目を必修科目とし、指導担当教員の指導のもと学生一人一人が「研究指導計画書」を作成することになっている。この計画書は全研究科共通の様式である。研究が着実に進められるよう中間発表会などを設け、専攻の

全教員が論文の進捗状況を確認し、きめ細かな指導ができるようにしている。

【改善の方策】

・食物健康科学専攻

今年度遠隔地からの学生を輩出したが今後も柔軟な教育体制を構築していく。また計画的な研究進捗とすべく中間発表会を開催し、継続フォローする体制としていく。

・心理学専攻

公認心理師資格を目指す学生にとっては、実習時間数 450 時間を満たしかつ修論作成に取り組むことは現実的に厳しい状況と考えられる。特に今年度は他大学出身者を 1 名受け入れたが、学生生活への適応に予想以上の時間が掛かっている。現在は実習遂行と修論執筆にそれぞれ指導担当教員がマンツーマンで対応している。

＜看護学研究科＞

【現状説明】

学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための措置として、以下のような方法をとった。

- ・看護学に関わる科目群を設定し、共通選択科目、専門共通科目、専門科目を配置し、同時に研究指導を行うことにより、知識・技能の拡大と深化、思考力・判断力・表現力の醸成、学修に主体的に取り組む態度の育成をはかっている。
- ・講義科目においてはわかりやすい資料に基づく解説等により基本的な知識・技能を身につけさせてきた。演習科目ではプレゼンテーションとディスカッションを用いた授業が多い。いずれも自学が必要であるため、シラバスあるいは口頭で予習復習を指示し、学びの深化をはかるよう努め、単位の実質化をはかってきた。
- ・一部のコース（CNS）の専門科目に臨地実習を設定し、講義や演習で身につけた知識・技能を用いて現場に身を置き、適切な思考力・判断力・表現力の伸長をはかってきた。
- ・年度の開始時にガイダンスを行い、履修指導を行った。
- ・一部に多様なメディアを利用した授業を導入している。遠方から通学したり、仕事や家庭との両立が必要だったりする学生にとっては自学の時間の確保につながり、満足度が高い。
- ・研究指導について、教員は研究指導計画に基づき指導するよう努め、学生は計画通り修士論文を作成することができた。一方、本学の倫理審査の日程に合わせると、1 年次の夏休みに研究計画書を作成しなければならない場合があり、研究計画書や倫理に関する知識・技能、思考力・判断力・表現力への課題が指摘されている。

【改善の方策】

2024 年度以降、2 年次 4 月（研究指導計画書に関する面接）から 6 月（中間発表）の間に、研究計画書を見直し、改善していくような指導を試みる。

＜学務部＞

【現状説明】

2023 年度は、5 月に新型コロナがウイルス感染症が 5 類に分類されるようになったことを受け、感染予防のために教室収容人数の 66%(3 分の 2)以下の受講生数になるように教室配当を調整していたことを

中止した。

単位の実質化については、授業以外に必要な学習時間と学習内容をシラバスに記載することを継続して授業担当者に要請している。

新型コロナウイルス感染症予防の観点で 2020 年度に導入された UNIPA に資料を掲出する形式での履修指導は、2023 年度も学科ガイダンスや資格ガイダンスで活用し、合理的な履修指導の実施を継続した。

【改善の方策】

1 授業あたりの適切な学生数は授業形態によって異なるが、数年間連続して極端に受講生が多い授業に関しては、人数制限やコマ増などによって教育の質を担保する方策を考えるべきである。

シラバスに関しては、近年、形式を整え、記載事項に関する要請も行っているが、それが実行されているかのチェック体制を作ることが必要である。特にコアカリキュラムに沿って記載することが求められる教職に係る科目については、2022 年度末に教職課程委員がチェックを行い、変更されている場合は修正を担当教員に求めた。2023 年度は、変更がある場合は学務部へ連絡の上調整することを依頼した。

2022 年度に遠隔授業を学則に位置付け、『茨城キリスト教大学における多様なメディアを高度に利用して行う授業（遠隔授業）の実施に関する内規』を整備した。遠隔授業はシラバス執筆前に計画・申請するものとし、実施の可否については学部長会議で検討される。また、遠隔授業における教育の質を担保する観点から実施報告書の提出を求めている。2023 年度に遠隔授業を行った教員は 5 名程度であった。

基準 4 教育課程・学習成果 点検・評価項目⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。	各学部 各学科 各研究科 生研 2 専攻
---	-------------------------------

<文学部>

【現状説明】

個々の授業の成績評価は、『履修要覧』の「成績評価に関する内規」に基づいて行われている。また単位認定についても『履修要覧』にて具体的な数字を挙げて明示されており、学位授与（修了要件）についても同様である。

授業科目担当者に対しては成績（AA～F）の判定根拠となる客観的な素点の計測を求めている。履修者により成績疑義が表明された場合は、その素点及びその計測方法を当該履修者に説明することも同時に求めている。

【改善の方策】

学生の興味、関心、表現等が多様化する状況下、厳正かつ適正な成績評価及び単位認定の実施等について教員間のコンセンサス作りが求められる。教員間で学生の情報を提供し話し合われているが、これをさらに強化する必要がある。この必要から、内部質保証のあり方について学部長間で調整を進めてきたところであり、2024 年度の本格実施に向けて規程案等を整えたところである。今後、この規程に基づく内部質保証体制のなかで、学習成果の把握（教育アセスメント）を精緻化する。

<現代英語学科>

【現状説明】

個々の授業の成績評価は、『履修要覧』の「成績評価に関する内規」に基づいて行われている。また単位認定についても『履修要覧』にて具体的な数字を挙げて明示されており、学位授与（修了要件）についても同様である。

【改善の方策】

「単位認定及び学位授与について、全学内部質保証推進組織等の全学的な組織」がどのように運営されているか不明確なので、こうした組織による定期的な点検のシステム構築が望まれる。

＜児童教育学科＞

【現状説明】

成績評価については茨城キリスト教大学学則により定められた内容を『履修要覧』に掲載している。各授業科目においては担当者が記述する「シラバス（授業概要）」の「学位授与方針との関係」の項目内に「到達目標」「評価方法」「評価割合」が記載されている。

成績は(AA,A,B,C,F)の判定となっており評価の数値化が義務付けられている、成績評価への疑義が表明された場合は、その内容を当該履修者に説明することが必要になる。

他大学等の既修得単位等の成績評価、単位認定作業では、学務部と学科の教務委員が、当該学生の既修得単位に係る他大学等の授業科目の授業概要（シラバス）を入手し、本学科目との比較検討を行い認定している。

学位授与における実施手続及び体制については『履修要覧』の茨城キリスト教大学学則に詳細を掲載している。

【改善の方策】

児童教育学科では過去に成績評価等について大きな問題は無かったが、同一名称科目また、同一科目を複数の教員が担当する場合の成績評価の基準設定は慎重に行わなければならない。また学生の学力や学習意欲が多様化する本学での成績評価の基準設定は、学科内で情報を共有することで、対応について検討していく必要がある。

＜文化交流学科＞

【現状説明】

成績評価については、大学全般でも行われているように、「成績評価に関する内規」として定め、『履修要覧』に掲載するとともに、各授業科目担当者に対しても成績評価に関する事前確認文書を通じて周知徹底を図っている。

授業科目担当者に対しては成績(AA～F)の判定根拠となる客観的な素点の計測を求めている。履修者により成績疑義が表明された場合は、その素点及びその計測方法を当該履修者に説明することも同時に求めている。

予習・復習についても先に示した通り、授業概要（シラバス）様式において「予習・復習のポイントと参考文献・資料等」の項目を設け、授業科目担当者が成績を判定する際の判断材料のひとつとしている。ただし、「単位制度の実質化」と称される昨今の難題、すなわち予習・復習時間の正確な計測については、課題を残している。

既修得単位の認定については、「編転入学生の入学前の既修得単位の認定、卒業の認定および学位の授与に関する規程」を設け、その要点については『履修要覧』において次の通り記載している。実際の認定

作業では、学務部長と当該学科等の教務委員が、当該学生の既修得単位に係る他大学等の授業科目について、授業概要（シラバス）を入手して本学科目との比較検討を行った後、認定の判断を行うこととしている。

以上の事柄は、全て「成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置」として実施してきたものである。成績疑義期間も設けているが、履修者が正当なかたちで疑義を表明するためには『履修要覧』や「授業概要」（シラバス）が有効であり、実際にこれらの資料を根拠に疑義が表明されることも多い。授業担当者の評価ミスは厳粛に回避されるべきであるが、評価ミスが生じた場合の成績修正や、成績修正に応じない場合の理由説明についても、学務部長ほかの事務職員による立ち合いのもと、双方の合意形成を通じて適切に処理される。

卒業要件・修了要件については、学則に定めることはもちろん、その内容を簡潔な形式に置き換えて『履修要覧』に掲載し、さらに「卒業（修了）認定に当たっての基準」を掲載している。

文化交流学科では、大学全体での成績評価、学生からの疑義に対するアカウントビリティ（説明）、予習復習のポイント明示、卒業認定の基準の明示などに合わせて、適切に行っている。成績不良者や単位不足で卒業が難しそうな学生には、その都度学科会議で検討し、ゼミの担当者を中心に適切な指導が施されるように工夫している。

【改善の方策】

本学科では成績評価等について概ね問題ないが、学生の学力や意識がさらに多様化する状況下、学科全体での、とくに教員間のコンセンサス作りが更に求められる。毎月行われる学科会議において、学生の成績や行動について、教員間で情報を提供し、対処の方策などが話し合われているが、これをさらに強化する必要がある。

<生活科学部>

【現状説明】

成績評価、単位認定については、「成績評価に関する内規」を定めており、『履修要覧』およびホームページにおいて公表されている。各授業科目の評価基準については、シラバスに明記されている。

【改善の方策】

成績評価、単位認定の適切性については、IR 担当部署を設置し、各科目の GPA 分布を分析し、評価方法について確認・検討する必要がある。

複数教員が同一科目を担当する場合、成績評価の平準化と可視化にむけてルーブリックの作成とその導入が必要となる。2023 年度より 1 年次と 3 年次を対象に「PROG」を実施し、今後学習成果の可視化に努める。

<心理福祉学科>

【現状説明】

大学ホームページ等において公表されている成績評価基準に基づき、単位認定が行われている。各科目の評価基準については、シラバスに明記されている。

【改善の方策】

各科目の評価基準については、ルーブリックを用いて可視化することにより、単位認定の適切性が担保

されると考えられる。

<食物健康科学科>

【現状説明】

成績評価、単位認定については、「成績評価に関する内規」を定めており、『履修要覧』およびホームページにおいて公表されている。各授業科目の評価基準については、シラバスに明記されている。

成績評価は絶対評価が考えられるが、原則として授業担当教員の裁量に委ねられているので相対評価の場合も考えられる。

【改善の方策】

成績評価、単位認定の適切性については、IR 組織を設置し、各科目の GPA 分布を分析し、絶対評価または相対評価について、学科として確認・検討する必要がある。

複数教員が同一科目を担当する場合、成績評価の平準化を図るために、ルーブリックの作成とその導入が必要と考える。

<看護学部>

【現状説明】

成績評価・単位認定については、『履修要覧』に掲載されている。卒業要件については学則に定められており、その内容は『履修要覧』に掲載されている。各授業科目担当者に対して成績評価に関する事前確認文書を通じて周知徹底が図られており、教授会における卒業判定により、学位授与が適切に行われている。

【改善の方策】

適切な成績評価・単位認定のため、事前確認文書を通じて各授業担当への周知徹底を図る。

<看護学科>

【現状説明】

成績評価・単位認定については、『履修要覧』に掲載されている。卒業要件については学則に定められており、その内容は『履修要覧』に掲載されている。各授業科目担当者に対して成績評価に関する事前確認文書を通じて周知徹底が図られており、教授会における卒業判定により、学位授与が適切に行われている。

【改善の方策】

適切な成績評価・単位認定のため、事前確認文書を通じて各授業担当への周知徹底を図る。

<経営学部>

【現状説明】

成績評価・単位認定については、『履修要覧』に掲載されている。卒業要件については学則に定められており、その内容は『履修要覧』に掲載されている。各授業科目担当者に対して成績評価に関する事前確認文書を通じて周知徹底が図られており、教授会における卒業判定により、学位授与が適切に行われている。

【改善の方策】

適切な成績評価・単位認定のため、事前確認文書を通じて各授業担当者へ周知徹底を図る。

<経営学科>

【現状説明】

成績評価・単位認定については、『履修要覧』に掲載されている。卒業要件については学則に定められており、その内容は『履修要覧』に掲載されている。各授業科目担当者に対して成績評価に関する事前確認文書を通じて周知徹底が図られており、教授会における卒業判定により、学位授与が適切に行われている。

【改善の方策】

適切な成績評価・単位認定のため、事前確認文書を通じて各授業担当者へ周知徹底を図る。

<文学研究科>

【現状説明】

単位認定条件は、『履修要覧』に明記されている。文学研究科の院生は少人数のため、学生の履修状況を成績の要件を確認できるようになっている。成績の基準は各授業のシラバスに記載することにもなっている。

【改善の方策】

各授業の成績および修了判定が適切に行われているかどうかについては、引き続き確認して行く必要がある。

<生活科学研究科>

【現状説明】

大学院では学位授与を適切に行うため、各研究科、各専攻で履修及び修士論文の作成と指導についての内容を見直し、明確な基準を設けている。その内容は『履修要覧』等にも記載することで明確化している。現状に合わせた変更を行っている。留年生への対応について基準が曖昧な点があることから今後内容の見直しを実施する。

・食物健康科学専攻

履修要覧記載の通り単位認定、学位授与を行っている。但し留年生について、特に特別研究（2年で8単位）については留年した際の学生負荷が大きいことから見直しを行った。

・心理学専攻

必要に応じて修士論文の作成スケジュールを見直し、単位認定、学位授与を行っている。

【改善の方策】

・食物健康科学専攻

・心理学専攻

両専攻検討の上、留年生対応については、2023 年度より論文専修生制度を設け、学生への負荷軽減、修士論文の円滑な提出を目指すこととした。

<看護学研究科>

【現状説明】

成績評価、単位認定及び学位授与は、以下のように行っている。

- ・ 予めシラバスに評価方法や評価割合を示し、周知した内容や方法で成績評価を実施し、単位を認定した。
- ・ 論文審査（8 単位）に関しても、『履修要覧』にて評価基準を設定し、厳正かつ適正に評価を実施した。
- ・ CNS コースの課題研究論文（2 単位）の評価基準が論文コースと同等であるため、厳しすぎるという課題があり、CNS コースの課題研究論文の評価基準を改定した。本年度は 2022 年度入学生の課題研究論文の審査（2 単位）において、初めて改定した評価基準を用いた。審査結果や、論文発表会の参加者の反応から、妥当な評価であったと判断している。
- ・ 学位授与については、科目の評価と論文の評価、あるいは科目の評価と課題研究論文の評価と CNS 口頭試問から総合的に判断している。

【改善の方策】

・ 評価基準を改定して間もないため、今後も課題研究論文の審査結果と論文発表会の参加者の反応から、評価の妥当性を判断していきたい。

基準 4 教育課程・学習成果 点検・評価項目⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。	各学科 各研究科 生研 2 専攻
---	------------------------

<現代英語学科>

【現状説明】

現代英語学科では、英語力診断テストを毎年 1 回春に実施し、学生の 4 年間における英語力の伸長を計測し、学位授与方針に示されている「国際交流語としての英語に関する基礎的・基本的な知識・技能」の定着をチェックしている。また必要であれば適宜、補習などを実施している。

【改善の方策】

計測しやすい英語力以外の学力についても、客観的な評価の指標を設け、その指標に基づいたチェック体制の構築が望まれる。指標の設定方法については、引き続き検討していく。

<児童教育学科>

【現状説明】

全学的に見ての、学位授与方針に示した学生の学習成果の測定については大学全体で「評定平均値」（GPA: Grade Point Average）が導入され、成績評価の傾向分析を継続的に行っている。

専門分野の性質、学生に求める学習成果の内容に応じた把握・評価の方法や指標の導入と運用については各授業科目の「授業概要（シラバス）」の「学位授与方針との関係」の項目内に「到達目標」「評価方法」「評価割合」が記載されている。

児童教育学科は教員、保育者養成を主な目的としており 専門分野の性質、学生に求める学習成果の内容に応じた把握・評価の方法や指標の導入と運用については文部科学省、厚生労働省の設置基準項目を満たすことが必要な科目が多い。この基準に従って科目担当者は適切に対応しなければならない。

児童教育学科は教員、保育者養成を主な目的としている為、学外実習が行われている。それぞれの学校、

施設の指導者が実習生の評価を行うため教員、保育者に必要な能力の修得状況の把握（特に専門的な職業との関連性が高い教育課程の場合）に大きく役立っている。

全学内部質保証推進の取り組みとして「学生生活満足度調査」「学生による授業評価」アンケートが行われている。

【改善の方策】

児童教育学科は教員、保育者養成を主な目的としている、教育課程及びその内容、方法の自己点検・評価は学内授業、また重要である学外実習での学習成果の測定結果にとどまらず、卒業後の地域社会への貢献を把握する事で自己点検・評価を行わなければならない。

＜文化交流学科＞

【現状説明】

大学全体としては、学習成果を測定するための指標として、学位授与方針に全学共通の「5つの能力（成果指標）」を掲げていること、及び各授業科目の「授業概要（シラバス）」でこの5つの能力それぞれの「到達目標」と「評価割合」を様式化している。

また、上記の「5つの能力」を全学共通の「骨格」とみなした上で、各学科等において各能力についてどのように修飾表現してゆくか、また各授業担当者が当該授業の性格に基づき、どのように精緻化してゆくかについては、「肉付け」の事柄として当該学科等や授業科目担当者の裁量としていることについても既に述べた。その裁量によって表現されている事柄の組織的な点検・評価が、事後に必要なことも同様である。この意味で最小単位となる授業科目担当者の次元では、試験や成績判定の段階で「学習成果を把握及び評価」しうることが自明のことであり、またその目標設定や測定評価手法が適切であるか否かについては、「学生による授業評価」の結果や「成績疑義」への真摯な対応を通じて、熟考・再考することが可能である。よって担当者レベルでは入念なPDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルが形成されているもの考える。

組織の次元では、各授業科目担当者が学部長に対して提出する「授業改善報告書」を通じて、学部長による状況把握の手立てが講じられている。「学生による授業評価」によって各々の授業がどのような評価を受けているかについて、互いに知ることが出来ないものの、全体として評価得点がどのように分布しているかについては、分布図をもって知ることのできる状況にある。

「学生生活満足度調査」については毎年実施しているが、1週間あたりの予習・復習時間に関わる設問項目は設けているものの、学習成果の測定を目的とした設問項目は設けていない。学習成果について自身の学びを振り返る項目については、前述の「学生による授業評価」アンケート様式内に含めている。

その一方、「評定平均値」（GPA: Grade Point Average）については2011年度成績開示分より導入済みであり、大学全体の傾向分析についても継続的に行っている。2019年度の場合、全学生のGPAは4点満点中2.66となり、学科等のGPA平均やその分布についても分析済みである。いずれの学科も2.66の近似値の範囲に収まっており、ほぼ正規分布となっていることが確認できることから、特に全体傾向として問題があるとは認識していない。

卒業生からの意見聴取については組織的なかたちでは実施していないが、今後の検討課題である。以上のことから、「学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか」について、概ね必要最低限の体制は整えているものと考ええる。

文化交流学科では、学科の専門性が多様であり、また教員の学問分野も多様で広い。よって学生の学修成果の把握はなかなか難しい問題がある。たとえば、全学的に行われている卒業研究・論文等の評価制

度（名称は「アカデミー賞」、各学科で優秀な業績を上げた学生 1 名に与えられる）に本学科だけは参加していない。それは学問分野が多様であり、その中から優秀賞 1 名を決めるのには無理があるからである。よって学科独自に優秀賞を設定して、毎年教員から推薦のあった数人に賞を授与する方法を取っている。

2022 年度の卒業研究は 13 人の提出があり、卒業研究発表会も 3 名が発表した。そのうち、各ゼミの指導教員の推薦により 8 人に優秀賞が授与された。コロナ禍の真ただ中にあった 2020 年度と 2021 年度において卒論提出者がゼロに近かったことに比べるとかなり改善されてきており、卒論の執筆と発表が学部 4 年生の集大成であり、学生の間で少しずつ浸透しつつあるという感触を得ている。

【改善の方策】

他学科にはない本学科の多様性を生かしつつ、この方向性を失わずに、さらに学生の学修意欲を喚起する施策を考えてゆく予定である。

<心理福祉学科>

【現状説明】

各科目のシラバスは、学位授与方針との関連で学習成果の評価方法や指標が示されている。心理福祉学科では、社会福祉士養成課程と公認心理師養成課程が置かれているが、両科目ともに、専門性を着実に身につけるために、実習・演習科目に関して、先行履修条件を設けている。先行履修条件となる科目の単位修得状況が、両資格職に関する専門的能力の修得状況を反映するものと考えられる。

【改善の方策】

今後は、ルーブリックの作成とその導入等により、学習成果や専門的能力の修得状況をより具体的・効果的に評価することが期待される。

<食物健康科学科>

【現状説明】

各授業科目のシラバスにおいて「学位授与方針との関係」の項目で、「学習成果の把握や評価」の指標が設定されている。しかしながら、成績評価が原則として授業担当教員の裁量に委ねられているため、学位授与方針と学習成果の測定とは関連していない。

4 年次生は管理栄養士国家試験模擬試験（6 回/年）を実施し、成績推移について分析しているが、管理栄養士の「専門職としての資質能力」を全て反映していないと考える。

【改善の方策】

今後、学位授与方針に示した学習成果を多面的かつ適切に測定できるように、アクションプランの小項目である「アセスメント・ポリシー策定により教育成果および学習成果を可視化する」について検討し、確立する必要がある。

<看護学科>

【現状説明】

各授業科目のシラバスにおいて「学位授与方針との関係」の項目で、学位授与方針に学生の学習成果として示した「5 つの能力」それぞれに「評価方法」と「評価割合」を示している。そのうえで「学習成果の把握や評価」の指標を設定しており、「5 つの能力」のうち「知識・技能」及び「思考力・判断力・表現

力」においては、それぞれの「到達目標」を具体的に明示している。

しかし、必ずしも学位授与方針と学習成果との連関を検証することが可能な指標による測定がなされているとはいえない。

【改善の方策】

学位授与方針に示された学習成果の測定方法を検討していく。2024 年度度は、卒業時の看護実践能力を測定する OSCE（客観的臨床能力試験）の充実を目指す。

<経営学科>

【現状説明】

各授業科目のシラバスにおいて「学位授与方針との関係」の項目で、学位授与方針に学生の学習成果として示した「5つの能力」それぞれに「評価方法」と「評価割合」を示している。そのうえで「学習成果の把握や評価」の指標を設定しており、「5つの能力」のうち「知識・技能」及び「思考力・判断力・表現力」においては、それぞれの「到達目標」を具体的に明示している。

【改善の方策】

大学全体として多角的な評価手法が示されておらず、学位授与方針に示された学習成果を把握・評価方法を確立しているとはいえないため、改善が求められる。

<文学研究科>

【現状説明】

授業評価については、『履修要覧』の「試験および成績の評価」にその基準が記載されている。修士論文については、「大学院研究指導計画書に関する申し合わせ」を策定し、指導教員の指導の下に毎年研究指導計画書を作成することになっており、審査基準も『履修要覧』に明記されている。

【改善の方策】

前回の認証評価受審により指摘を受け、修士論文と特定課題の審査基準項目を分けたが、この審査基準が適切かどうかについては、引き続き検証が必要である。

<生活科学研究科>

【現状説明】

・食物健康科学専攻

シラバスにその基準を記載し GPA にて評価している。また修論の審査基準については専攻内で検討し『履修要覧』に示すことで評価基準としている。

・心理学専攻

基準4の項目①で述べたように5つの能力の到達度を学習成果の指標としている。心理学専攻では、授業担当者が各能力を意識したうえで学生教育・学生指導を行っている。

【改善の方策】

・食物健康科学専攻

2023 年度より論文専修生制度を導入することから、修士論文評価を総合的に判断し適・不適とするこ

とにした。当該職業を担うのに必要な能力については、修了後社会に出てからこれまでの大学院での学びをどのように反映しているのかを定期的にフォローし把握していく。

・心理学専攻

2022 年度に修了した第 2 期生 2 名はいずれも本専攻において優秀な成績を修め、就職先も福祉領域に決まり、今後の活躍が期待される。就職先から修了生の仕事ぶりを聴取し、学習成果がどのように生かされているかを検討したい。また現場で求められる心理職としての専門的能力についても聴取することで、その視点から専攻のカリキュラム（実習の事前事後指導のあり方など）を適宜、検討する予定である。

<看護学研究科>

【現状説明】

学位授与方針に示した学生の学習成果は、以下のように測定している。

- ・ディプロマ・ポリシーを具現化できるよう構成されたシラバスに、目標に対する評価方法、割合等を明示し、測定している。
- ・一部のコース（CNS）では、臨地実習を履修させ、現場で知識・技能を応用する思考力・判断力・表現力の伸長を評価している。
- ・学習成果を測定するにあたり、全学内部質保証推進組織等の全学的な組織として授業改善委員会が組織されており、学生からの評価を統計的に知ることが可能である。しかし、大学院では履修する学生数が少なく、統計的な調査を実施することができないことが課題である。学年に関わらず集計することができる学生生活満足度調査を実施し、講義全体についての評価を求めている。

【改善の方策】

- ・修了時に学生が学習成果の把握や評価を自律して行うようになることを目標に支援するとすれば、学生自身の評価能力の伸長を支えることが必要であろう。学生生活満足度調査（匿名）の結果を手がかりに、また研究指導計画書「実施経過報告」をもとに、主観的かつ妥当な評価が行えるよう導くよう、試みたい。

基準 4 教育課程・学習成果 点検・評価項目⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	各学科 各研究科 生研 2 専攻 全学教養課程
--	----------------------------------

<現代英語学科>

【現状説明】

教育課程（カリキュラム）の内容や個々の授業の内容については不定期（2 年おき程度）に、学科の会議で検討され、また必要に応じて変更を行っているが、「定期的」なものではなく、また個々の授業担当者にまで届くような組織的な改善への取り組みはなされているとは言い難い。

【改善の方策】

カリキュラムの定期的（年に 1 度程度）な点検を習慣化すること、またその際の客観的な指標を定める

こと、学生の学習成果と結びついた改善を実施することが求められる。

＜児童教育学科＞

【現状説明】

児童教育学科は教員、保育士養成を主な目的としている為、教育課程及びその内容、方法の適切性について例年、点検・評価を行っている、特に文部科学省、厚生労働省に改善を求められた場合は速やかに対処しなければならない。また地域社会における教員、保育士の社会状況の変化に対応した教育課程及びその内容、方法の検討を継続している。

【改善の方策】

児童教育学科は教員、保育者養成を主な目的としている、教育課程及びその内容、方法の自己点検・評価は学生の卒業時の学習成果の測定結果にとどまらず、卒業後の地域社会への貢献を把握する事で自己点検・評価を行わなければならない。

＜文化交流学科＞

【現状説明】

文化交流学科は、本学が「他大学と共有する理念・目的の実現に向け、本学独自の建学理念とも整合する『キリスト教の精神による人格教育』をその方途として提示し続ける私立大学」であり、このことを学位授与方針においても具体化し、学位授与方針に示す「5つの能力」を全授業科目が目指す到達目標に位置付けていることになり、これらを学科全体の授業にまで貫徹している。また、そうした目標が達成されているか否かも、全学的な自己点検・評価が行われる中で、様々に検証されている。学科単体では、特に自己点検・評価の施策は行われていないが、毎月行われる学科会議において、教員同士で問題提起を行う中から、自ずと様々な問題があぶり出され、また解決策が模索される仕組みになっている。

【改善の方策】

本学科の特色の一つである少人数教育は、自己点検・評価を行う上で、全体を把握しやすい規模であると言って良い。今後もこうした特色を生かしながら、全学とも共有しながら、自己点検・評価を進めていきたい。

＜心理福祉学科＞

【現状説明】

学科独自の自己点検・評価の具体的機会や方法は設けられていない。

【改善の方策】

今後、授業評価の結果等を参考に、教育課程及びその内容と方法について、評価する基準や方法などの仕組みを整えていく必要がある。

＜食物健康科学科＞

【現状説明】

2021 年度アクションプランにおいて「入学前教育プログラムおよび現行カリキュラムの検証と次期カリキュラムについて継続検討する」を掲げ、その一環として、3、4年生に対してカリキュラム満足度等の

アンケート調査を実施した。しかし、教育課程及びその内容、方法について定期的に点検・評価は実施していない。

【改善の方策】

2023 年度は、カリキュラム満足度等のアンケート調査結果により内容を精査し、次期カリキュラムを検討した。今後、教育課程及びその内容、方法の自己点検・評価を可視化する必要がある。

＜看護学科＞

【現状説明】

学科ごとの「アクションプラン」に対して、毎年度進捗状況を 5 段階で評価し、その進捗状況、実行結果を文章にて説明している。また、2022 年度カリキュラム改正に伴い、2020 年度より、現行カリキュラムを多面的に評価した。

【改善の方策】

2022 年度から新カリキュラムでの教育がスタートしたため、新カリキュラムの定期的な点検・評価を実施していくための体制を整えた。2023 年度は、初年次（1・2 年次）のカリキュラム評価を行った。2024 年度は、3 年次のカリキュラム評価を行う予定である。

＜経営学科＞

【現状説明】

教育課程及びその内容、方法の適切性については、学園中期経営計画に基づく「アクションプラン」の点検・評価を毎年度行っており、定期的な自己点検・評価とその改善・向上に向けた取り組みを行っている。

【改善の方策】

学科として今後も現状の体制を維持していく。

＜全学教養課程＞

【現状説明】

教育課程及びその内容、方法の適切性について、毎月行われる「全学教養課程会議」（定例会議）において、適宜、その時の課題を発議し、集約・検討する過程において検証するとともに、必要に応じて臨時会議や各領域での個別会議を開催することにより、課題の発議と検証の作業を行っている。

これらの会議を通して、複数の教職員の目で、教育課程及びその内容、方法の適切性を検討している。その結果として、改善が期待される事項が発議された場合は、現状に対する詳細な検討・議論を経たうえで、その改善に向けた取り組みを行っている。

例えば、2023 年度は、第二外国語科目に関して、受講希望者数の近年の傾向（特定の言語種に希望が集中している等）に基づき、今後の教育課程の在り方や、クラスの適正規模（1 クラスあたりの人数）に関する議論がなされた。その際、より効果的な教授や学習の実現を目標に据え、これらの議論がなされるとともに、第二外国語担当教員からの意見聴取も行いながら総合的な検討がなされた。

また、2023 年度は、全学教養課程センターと授業改善委員会で FD 研修会（センター所員・専任教員・職員が参加）を共同開催して、教育課程及びその内容、方法の改善・向上に向けた講演及びグループワークを行っている。

【改善の方策】

今後の教育課程の内容・方法の適切性に関する点検・改善に関しては、これまで同様、全学教養課程センターを中心に課題の発議と検証を行っていく。その際、定期的な意見聴取会や全学教養FD研修会の機会などを利用して、各科目の担当教員らの意見を取り入れながら作業を進めていく必要がある。また、今後は、授業評価アンケートによって測定された学生の学習成果も踏まえながら、この点検・改善作業を行っていく必要があるだろう。

<文学研究科>

【現状説明】

文学研究科のカリキュラム変更が2019年に行なわれたが、院生の在籍者数が少なく教育課程や内容や方法の効果については十分なデータが得られず、その効果を評価することが困難である。ただし、少人数制のため、教員と学生の交流が盛んであることは言えよう。

【改善の方策】

大学院全体で、院生のフィードバックをもっと正確に測るための独自のシステムを導入し、教育課程や内容や方法について効果を高める必要があると考えられる。

<生活科学研究科>

【現状説明】

・食物健康科学専攻

教育課程及びその内容、方法の自己点検・評価について定期的実施を計画したが、現状抱える大きな課題はなく実施には至らなかった。

・心理学専攻

大学院修士課程は2年間サイクルとなっている。『履修要覧』に記載されている教育課程及びその内容、方法の自己点検・評価については年度末に点検し、必要に応じて月例の専攻会議で共有、検討している。

【改善の方策】

・食物健康科学専攻

分野ごとに教育課程の評価を行い必要があればその内容について専攻会議にて検討し改善を図っていく。

・心理学専攻

2023年度は学部からの進学者が4名入学する。今後は学部から大学院までの6年間教育の中で「公認心理師課程」を修められるよう、学部と大学院の連携を図りながら一貫した教育体制を整えてゆきたい。また他大学卒業者に対しても内部進学者との差異が広がらないように留意しながら、基礎力並びに応用力を醸成してゆきたい。

<看護学研究科>

【現状説明】

以下のように、教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果を

もとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。

- ・アクションプランのアクションの一つに掲げ、半期に1回、運営委員で点検・評価を行い、研究科会議に報告している。
- ・2021年度に確認された課題（①担当者不在になる分野がある、②在宅医療化に伴う研究分野が必要である）について、2022年度は（2024年度に向けた）教育課程の再編成に向け、②に関するFDを実施し、各分野の研究のうち新領域と関連する内容について相互理解を図った。年度末には現行の教育課程を生かした再編成を実施した。再編成に至るまでに、学部の教育課程評議会に報告し、意見を聴取した後、2024年度実施に向け、整備してきた。

【改善の方策】

・2024年度より新カリキュラムを実施するにあたり、新しい分野の入学生の学修について半年単位で観察、評価を続け、必要があれば改善・向上に向けた取り組みを検討する。

基準4 教育課程・学習成果 点検・評価項目⑧ 教育課程連携協議会を設置し、適切に機能させているか。（学士課程（専門職大学及び専門職学科）／大学院の専門職学位課程）	大学執行部
--	-------

<大学執行部>

【現状説明】

教育課程に関わる事項の推進体制について中心的な責任を担うのは、「教育課程評議会」である。教育課程評議会は、茨城キリスト教大学教育課程の編成・運用・改善に関する規程の第2条（本学教育課程を再編成（改定）するとき、その原案を整備するため、本学に教育課程評議会を置く）に定められている。同評議会のメンバーは、学長、副学長、各学部長、各学科主任・専攻主任、全学教養課程センター長、学務部長、学務部事務職員、事務長、その他学長が出席を求める者である。

全学教養課程、学科専門課程、資格課程および大学院教育課程において教育課程を再編成する場合は、改定素案が教育課程評議会に上程され、その改定が適切かどうか審議する。改定内容がよりよい教育に資するものでないと判断された場合は、会議で出された意見をもとに、提案した組織で再検討することになっている。

【改善の方策】

特になし

基準5 学生の受け入れ 点検・評価項目① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。	入試広報部
---	-------

<入試広報部>

【現状説明】

本学は「入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）」を定め、Webサイトをはじめとする各種

媒体において公表している。そのなかで、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を設定・明示している。また、総合型選抜入試および学校推薦型選抜入試の面接試験で点数化を行う項目について Web サイトで公開した。

本学が育成を目指す「5つの能力」の概念は、「入学者受け入れ方針」においても全学部・学科・専攻および全研究科・専攻において踏襲している。すなわち、建学理念として「実践的ボランティア」「公正性」、学力の3要素として「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「学修に主体的に取り組む態度」の5つである。

【改善の方策】

総合型選抜入試および学校推薦型選抜入試の面接試験で点数化を行う項目について、受験生サイトの各試験制度・要項に関する公開ページから確認できるように更新を行った。今後、修正が必要になった時には、受験生に対するニュース配信と該当ページ更新で対応する。

基準5 学生の受け入れ 点検・評価項目② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。	入試広報部
---	--------------

<入試広報部>

【現状説明】

<1>学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

学生募集については本学 Web サイト上に「受験生サイト」を設け、各種入試情報やオープンキャンパス、セミナーの案内等を行っている。また、「入試ガイド」をはじめとする各種冊子媒体についても、同様の内容をサイト上に掲載し、ダウンロードすることもでき、Web 出願や Web 合否照会も可能となっている。

<2>選抜体制の適切な整備、公正な入学者選抜の実施

入試問題の作成は、学長から委嘱された出題者（1科目に複数の担当者）が行い、教科毎に総責任者、出題者グループ毎に出題責任者を配置している。運営管理については入試広報部長がその任に当たる。作成された入試問題は外部の専門機関に分析・チェックを依頼し、客観的な検証を経て使用している。

入学試験に際しては、試験運営を担う入試本部を設置し、総責任者を学長、責任者補助を副学長・各学部長、業務責任者を入試広報部長・副部長として運営にあたる。監督者・面談担当者は原則教員が行い、入試本部には各学科・専攻の入試広報委員が待機して不測の事態に備えている。また、会場設営、受験生の誘導等は事務職員が担当し、全学体制で入学試験を実施・運営している。試験当日は学内への学生の立ち入りを禁止し、同敷地内にある高校・中学・認定こども園にも協力を要請し、静寂な環境の保持に努めている。

【改善の方策】

現在、入試日程が多く設定されていることから、兼任講師による学部・大学院の授業や、他部署の学生向けイベント開催との日程調整が必要になることが多くなっている。入試日程に関して早めに情報共有することにより日程が重ならないようにするとともに、日程が重なった場合には入試を行う校舎や受験生誘

導の工夫により静寂な環境の保持に努める。

基準5 学生の受け入れ 点検・評価項目③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。	入試広報部
--	-------

<入試広報部>

【現状説明】

入学定員確保に留意しつつ、教育目標の達成に支障がないように、定員枠に対し過剰な入学許可とならないように配慮している。

入学定員に対する入学者数比率は、学部総計値で2020年度108%、2021年度115%、2022年度105%、2023年度117%であった。大学全体としていわゆる「定員割れ」に陥った事態は生じていない。学科別においても文学部児童教育学科において、2021年度に91%、2022年度に81%と定員割れであったものが2023年度は102%と改善した。

【改善の方策】

2023年度から文学部児童教育学科幼児保育専攻について10名の定員減としたことで、文学部児童教育学科での定員割れは改善した。ただし児童教育に関しては、全国的に志願者数が減少していることから、今後も推移を注意深く見守るとともに、児童教育に対するイメージの改善につながる広報活動に努める。

基準5 学生の受け入れ 点検・評価項目④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	入試広報部
--	-------

<入試広報部>

【現状説明】

学生の受け入れの適切性については、入試広報部長を長とする入試広報委員会が随時その点検を行ってきた。また毎年、具体的な数値が確定して以降は、そのデータ資料をもとに入試広報委員会はもちろん、学長を長とする学部長会議や、常任理事会等でも点検が行われている。

改善・向上については、次年度の入試段階では常に実施当日や合否判定会議の過程で、前年度分のデータを参照しながら判断を行い、可能な限り目標値に近づけるよう複数の目で原案検討を行っている。

【改善の方策】

現在、2025年度入試に関する変更点をWebサイトで公開しているが、今後は各高校の進路指導教員に直接説明する機会を設けるなど、変更内容の周知に努める。

基準6 教員・教員組織 点検・評価項目① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。	各学部 各研究科
---	-------------

<文学部>

【現状説明】

原則として退職する教員の専門性に基づいて教員の公募を行っている。教員の募集要項には常に応募資格として、「本学建学の精神であるキリスト教に理解がある者」と明記し、可能な限り本学の理念・目的に添う方を採用条件のひとつにしている。また面接・模擬授業も行い教員としての適性や学生への学びを深めることができる指導になっているかについても注意を払っている。

【改善の方策】

現状では概ね本学として求める教員像の方を採用できているが、必要に応じて改善点などについて教員間で検討し計画的な教員の組織として理想に近づけたいと考えている。

<生活科学部>

【現状説明】

教員の募集要項には常にその応募資格として、「本学建学の精神であるキリスト教に理解がある者」と明記している。教育課程を円滑に運営できる人員構成とすることを第一の方針としている。

資格養成課程においては、法令に基づいて専任教員数、教員採用、組織編成を行っている。

【改善の方策】

2023年度4月1日より心理福祉学科において教員1名を新たに採用し、教育課程の充実を図った。今後も入学者を踏まえて、本学が求める理想的な教員組織編制にむけて、長期的展望を持ち、計画的に教員採用および組織編成を行っていく。

<看護学部>

【現状説明】

教員の募集要項には常にその応募資格として、「本学建学の精神であるキリスト教に理解がある者」と明記している。教育課程を円滑に運営できる人員構成とすることを第一の方針としている。「茨城キリスト教大学就業規則」第2条においては、「学園内相互の信頼関係に基づき誠意をもってこの規則を遵守し、相携えて本学設立の目的を達成するために努力しなければならない」と定めている。

看護学科は、学士課程と同時に資格課程（看護師国家試験受験資格、保健師国家試験受験資格等）を同時に運用しており、専任教員数を満たす必要がある。教員採用やその組織編成、各教員の就業状況の監督は、当該教員が所属する学部の長（学部長）がその責を負っている。

【改善の方策】

引き続き、学部長が、教員採用やその組織編成、各教員の就業状況の監督を行う。2023年度に引き続き2024年度も欠員している領域の教員を募集し採用していく予定である。

＜経営学部＞

【現状説明】

教員の募集要項には常にその応募資格として、「本学建学の精神であるキリスト教に理解がある者」と明記している。教育課程を円滑に運営できる人員構成とすることを第一の方針としている。「茨城キリスト教大学就業規則」第2条においては、「学園内相互の信頼関係に基づき誠意をもってこの規則を遵守し、相携えて本学設立の目的を達成するために努力しなければならない」と定めている。

経営学科の教員採用やその組織編成、各教員の就業状況の監督は、当該教員が所属する学部の長（学部長）がその責を負っている。

【改善の方策】

引き続き、学部長が、教員採用やその組織編成、各教員の就業状況の監督を行う。

＜文学研究科＞

【現状説明】

文学研究科では、通常学部現代英語学科を通じて教員を採用しているため、大学院の教員は、大学の方針に合致する人材を求めていると共に、大学院の授業担当者として十分な業績を有する教員を採用している。

【改善の方策】

大学院の全ての研究科は、大学として採用方針を新採用の候補に明確に説明することが必要である。

＜生活科学研究科＞

【現状説明】

大学院担当教員については学則に研究科担当教員について明記されている。また茨城キリスト教大学大学院教員資格規程にその詳細が示されている。その内容は教員が誰でも閲覧できるようになっている。

【改善の方策】

現状にて要件は満たされていると考えている。研究科全体として見直しが必要になった際はそれに対応する。

＜看護学研究科＞

【現状説明】

「茨城キリスト教大学 求める教員像」に則り、看護学部の教員の中から、大学院の研究指導に関して十分な業績を有する教員で編制している。

【改善の方策】

- ・ 学内で共有する機会を持ってこなかったもので、研究科会議にて共有し、目指す資質能力について確認する。

点検・評価項目② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。	各研究科 生研 2 専攻
---	-------------------------

<文学部>

【現状説明】

文学部としては大学設置基準上必要となる専任教員数を満たしている。専任教員の年齢構成については、30代・20代が若干少ないが、その他の年代では概ねバランスが取れている。

職位別では、教授が約4割を占めており、教育研究上必要な規模の教員組織が編制されていると理解している。

【改善の方策】

今後の教員の年齢に関しては計画的に検討し、より偏りのない教員組織を編制していく。

<生活科学部>

【現状説明】

生活科学部では大学設置基準上必要となる専任教員数を満たしている。食物健康科学科では管理栄養士養成課程、心理福祉学科においては社会福祉士および公認心理師養成課程に必要な専門性のある教員組織の編成に努めている。

【改善の方策】

教員採用にむけては教員組織の年齢構成を踏まえて計画的に実施する。

心理福祉学科においては社会福祉士および公認心理師の2つの異なる養成課程を設置しているが、現在社会福祉士の設置基準による教員編成となっている。2023年度4月1日より心理福祉学科において心理系教員1名を新たに採用した。今後も2つの養成課程に必要な適切な学生数に対する教員数の確保について検討していく。

<看護学部>

【現状説明】

大学設置基準上必要となる専任教員数を満たしている。専任教員が担当する授業科目の割合は8割程度である。看護師国家試験受験資格取得が卒業要件ともなっており、全開設授業科目はもちろん必修科目についても極めて広範な内容にわたることから、兼任講師の担当比率が2割程度を占めることも適切な規模であると考えられる。教員の授業担当負担については、実習指導に多くの時間を割かれるが、ほとんどの第1種専任教員が9コマ（1週あたり）を超えることはなく、過剰な負担を避けるべく適切な配慮がなされている。看護学科専任教員の年齢構成については、60代（20.6%）、50代（44.8%）、40代（13.7%）、30代（20.6%）となっている。また職位別では、教授が占める割合が27.5%、准教授が10.3%、講師が24.1%、助教が37.9%となっている。全体として、年代は50代が半数を占め、職位としては助教の占める割合が多めである。

【改善の方策】

引き続き、年齢・職位に偏りのない教員組織を編制していく。2023年度は講師から准教授、専任助教

から講師への昇格を行った。さらに第3種専任教員2名を第1種専任教員へ任用替えを行った。2024年度も、第1種専任教員の昇格、第3種専任教員の第1種への任用替えに向けた取り組み、また職位については講師から准教授、助教から講師への昇格を促進していく予定である。

＜経営学部＞

【現状説明】

大学設置基準上必要となる専任教員数を満たしている。専任教員が担当する授業科目の割合は8割程度である。学科科目として重要な基幹科目、専門科目、専門基礎科目は、ほとんど専任教員が担当している。実務家教員は適正に配置されており、全員優れた研究実績を併有している。教員の授業担当負担については、ほとんどの専任教員が6.5コマ（1週あたり）を超えることはなく、過剰な負担を避けるべく適切な配慮がなされている。経営学科専任教員の年齢構成については、60代(16.7%)、50代(50%)、40代(25%)、30代(8.3%)となっている。また職位別では、教授が占める割合が50%、准教授が25%、講師が25%となっている。

【改善の方策】

全体として、特定の世代に職位が偏っている。今後は年齢・職位に偏りのない教員組織の編制に向けて若手の教員採用に力を入れて行きたい。

＜文学研究科＞

【現状説明】

大学院設置基準上必要となる専任教員数を満たしている。年齢や性別のバランスもよい。

【改善の方策】

研究科のカリキュラムは、英語文学・文化、英語教育、英語学という3つの主要分野からなっている。英語教育と英語学の分野の人材は豊富であるが、文学・文化の教員数は若干少ないので、今後の検討課題のひとつである。2022年度中の人事異動による文学担当教員の確保はさらに重要になった。

＜生活科学研究科＞

【現状説明】

研究指導教員の要件については、研究科内申し合わせにより明確化され、その内容の見直しについては研究科長会議にて議論している。年齢構成については教員採用時に配慮しつつ対応している。

・食物健康科学専攻

それぞれの分野における専門性を持つ適切な教員配置を行っている。家庭科及び栄養教諭資格取得入学者に対しては専修免許状取得が可能であり他学科専門教員の協力も得ながら体制を整えている。

・心理学専攻

心理学専攻では「公認心理師課程」を整えており、実習及び演習科目の指導教員は厚労省に認定された教員であると同時に、公認心理師資格を取得済みの実務家教員である。

【改善の方策】

今後も研究指導教員の基準について検討を進めると同時に、教員間年齢構成（バランス）を意識した大学院教員配置をめざす。

・食物健康科学専攻

専修免許取得における「教育支援科目」において休講となっている科目が存在する。学生の科目選択に不利益が生じないように担当教員の配置を引き続き検討していく。

・心理学専攻

公認心理師法では学生一人につき実習時間 450 時間を満たす必要がある。2022 年度は実務家教員の増員が課題となっていたが、2023 年度は実習及び演習科目を担当できる教員 1 名を採用した。このため院生指導の充実が図れるであろう。

<看護学研究科>

【現状説明】

- ・「茨城キリスト教大学 求める教員像」に則り、「看護学研究科教員資格に関する申し合わせ」をもとに、教員組織を編制している。
- ・「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」の基準の下限にある。
- ・実務家教員として採用してはいないが、実務経験のある教員を多く配置している。
- ・研究指導教員 6 名中 4 名が 60 歳代となり、年齢構成に偏りが生じている。若手教員の配置を促進することが課題である。

【改善の方策】

学部働きかけ、構成員以外の教員の研究活動または博士課程進学を促進し、十分な教員数を確保する。

基準 6 教員・教員組織 点検・評価項目③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。	各学部 各研究科
---	-------------

<文学部>

【現状説明】

文学部は 3 学科あり各学科で公募要領を作成し、人事委員会の審議を経て学部教授会で審議後、常任理事会承認を経て募集活動を行っている。

採用候補者の選考は小委員会（学部長、学科主任、募集分野に識見のある教員、他学部 1 名）が、書類選考、模擬授業・面接を経て優先順位を付した原案を人事委員会、学部教授会、常任理事会での審議をして採用している。

【改善の方策】

引き続き、規程に基づき、教員の募集、採用、を適切に行っていく。昇任等については各学部間での専門性等の違いもあり、全学部での基準が必ずしも統一されていなかったが、2022 年度中に全学で「昇任人事基準」が策定され、移行期を経て 2025 年度採用人事より正式に導入されることとなった。文学としてもこの基準と実態との整合性を厳しく観察し、必要に応じて改善（基準改定）を提案していきたい。

<生活科学部>

【現状説明】

生活科学部では心理福祉学科および食物健康科学科の各学科において公募要領を作成し、人事委員会の審議を経て学部教授会で審議後、常任理事会承認を経て募集活動を実施している。採用候補者の選考は小委員会（学部長、学科主任、教科専門教員、他学部 1 名）が、第一次選考（書類選考）および第二次選考（面接審査）を行い、優先順位を記した原案を作成し、それを人事委員会、学部教授会、常任理事会での審議を通して、教員の採用を行っている。

【改善の方策】

今後も本学の規程に基づき、教員の募集および採用を適切に実施していく。

専任教員の昇任等については、全学部で統一された形で公正かつ適切に実施できるように昇任人事基準を策定し、2024 年度採用教員より新基準を実施する。新たな基準の適正について検討していく。

＜看護学部＞

【現状説明】

学科で公募要領を作成し、人事委員会審議を経て学部教授会で審議後、常任理事会承認を経て募集活動に入る。採用候補者の選考は、人事委員会内で組織される小委員会（学部長、学科主任、領域長、研究科長、他学部 1 名）が、書類選考、面接を経て優先順位を付した原案を人事委員会に上程する。人事委員会にて審議・承認の後、学部教授会、常任理事会承認を得て最終的に採用候補者を決する。第 3 種専任教員は雇用契約期間を 1 年とし、最長 4 回の更新を限度とする任期制教員であるが、助教は通算 3 年目以降、講師は通算 2 年目以降に「第 1 種専任教員への任用替え審査」を受ける資格を有する。教員の昇任については、各学科主任から提案されたものを学部長会議において検討し人事委員会に提案して承認を得る。その後学部教授会の審議を経て、常任理事会の承認によって決定される方式をとっている。

【改善の方策】

引き続き、規程に基づき、教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていく。

＜経営学部＞

【現状説明】

学科で公募要領を作成し、人事委員会審議を経て学部教授会で審議後、常任理事会承認を経て募集活動に入る。採用候補者の選考は、人事委員会内で組織される小委員会（学部長、学科主任、当該専門担当の教員 2 名、他学部長 1 名）が、書類選考、面接を経て優先順位を付した原案を人事委員会に上程する。人事委員会にて審議・承認の後、学部教授会、常任理事会承認を得て最終的に採用候補者を決する。第 3 種専任教員は雇用契約期間を 1 年とし、最長 4 回の更新を限度とする任期制教員であるが、助教は通算 3 年目以降、講師は通算 2 年目以降に「第 1 種専任教員への任用替え審査」を受ける資格を有する。教員の昇任については、各学科主任から提案されたものを学部長において検討し人事委員会に提案して承認を得る。その後学部教授会の審議を経て、常任理事会の承認によって決定される方式をとっている。

【改善の方策】

引き続き、規程に基づき、教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていく。

＜文学研究科＞

【現状説明】

大学院独自の採用人事は実施されておらず、大学院担当教員の募集・採用に関しては、学部教員の採用の際、大学院担当可能な業績を有する者という条件を付して実施している。

【改善の方策】

特になし。

＜生活科学研究科＞

【現状説明】

教員募集、採用、昇任が必要になった場合は学長に相談の上、規定様式に必要事項を記載し、人事委員会に提案、承認を得る。（その後理事会にて審議）

昇任人事については、年齢、実績（研究への取り組み、論文、社会貢献、教育活動）等から必要があれば人事委員会に提案する。

【改善の方策】

教員採用については人事小委員会メンバーによる適切は評価、その後人事委員会による審議により決定する。

昇任人事については 2024 年度より、実績の基準が明確化（点数化）される予定であり公平性への配慮がされる予定である。

＜看護学研究科＞

＜看護学研究科＞

【現状説明】

- ・専任教員の募集、採用に関しては、学部の教員の募集に際し、研究指導力について加筆した。
- ・昇任に関しては、「教員資格に関する申し合わせ事項」が設定されている。
- ・教員の募集、採用に関しては、人事委員会に発議し、他の学部、研究科からの意見を聴取し、公正性に配慮している。
- ・教員の昇進に関しては、大学院教員資格審査会を開催し、教員資格に関する申し合わせ事項に基づき判断し、公正性に配慮している。

【改善の方策】

なし。

基準 6 教員・教員組織 点検・評価項目④ ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。	各学科 各研究科 生研 2 専攻 授業改善委員会
---	-----------------------------------

＜現代英語学科＞

【現状説明】

現代英語学科では、年に 2 回、FD 活動の機会が設けられている。教員同士で互いの授業の参観が行われ、参観者から授業担当教員にフィードバックされ、教育の方法論などの議論の機会が設けられている。また、学科の理念に即した（「異文化理解」や「英語教育」、「英語圏文化」「英語文学」などのテーマに即した）講演会が企画され、専門家の意見を聞き、また議論する場が設けられている。

【改善の方策】

「教員の業績評価」に関してはあまり適切になされていると言えない。現時点では昇任人事などの客観的な基準が設けられていないこととも関係すると思われるが、概して教員の業績をチェックし、また積極的に評価する取り組みがなされていないので、その点の枠組み作りが求められる。大学全体で 2024 年度からポイントベースシステムが導入されますので昇格基準が明確になる。FD 活動の一環として、学科教員の研究を話し合い、またその研究について情報共有する機会があっても良いと思われる。

＜児童教育学科＞

【現状説明】

児童教育学科ではファカルティ・ディベロップメント（FD）に関して、学科 FD 委員が中心となり年間の計画に取り組んでいる。毎年予算を計上し学外講師の招聘などを行っている。その近年の例は下記となっている。

- ・特別支援学校教員による実態報告
- ・教員養成課程としてカリキュラム改善の検討
- ・学生への個別指導、演習の目的方法の検討

【改善の方策】

児童教育学科では FD 委員が中心となり年間の計画に取り組んでいる。FD 活動を実施し、教員の資質向上を図るために授業運営に関する課題、児童教育、幼児保育、教育行政に関連する課題に取り組まなければならない為、今後も学科としての活動を継続していくことが重要である。

＜文化交流学科＞

【現状説明】

文化交流学科の FD に関しては、毎年予算を計上し、その年々に相応しい施策を行っている。ここ 2 年の実績を挙げれば、以下のようになる。

- ・2020 年度「オンライン授業の活用方法」

概要：本学と交流校である、大韓民国の韓瑞大学はオンライン授業で新しい試みにチャレンジしている。その大学の教員と技術者にオンラインを通して、取り組みと課題について講演していただいた。デジタルに関して、日本より進んでいるとの評価がある韓国の大学だけあって、本学が今後参考にしたい、また出来そうな様々な取り組みがあり、大いに参考になった。

- ・2021 年度「来日した技能実習生の実態を把握する」

概要：多くの留学生が本学で学んでいるが、その留学生とその家族や社会が置かれた状況について、知り得ない状況がある。とくに東南アジアから来日する人々が日本でどのような生活を送っているのかはなかなか見えてこない。昨今、東南アジアから来日する技能実習生が、日本において極めて劣悪な環境に置かれて搾取されている実態がマスコミでも問題になった。こうした実態を知ることは、留学生に接する教員において必須の知識ともいえる。そこで、昨今公開され

た話題になった映画作品「海辺の彼女たち」（藤元明緒監督）を視聴することで、留学生たちの背景を知る手立ての一つとした。

- ・2022 年度「多文化共生社会のための人材育成と地域支援の循環―外国人児童生徒教育の課題をめぐって―」

概要：文化交流学科では 2021 年から始まった多文化協働をテーマとする新しいカリキュラムの中で、外国にルーツを持つ子供たちへの日本語学習支援演習という授業を行っている。担当教員はみな熱意を持って取り組んでいるが、実際の学校教育現場における外国人児童の日本語支援活動はさまざまな問題点を抱えており、教員の個人的な情熱や努力だけでは解決できないことが多々ある。そこで今年度の FD は、参加者それぞれの専門的知見や経験、また活動に取り組んでいく過程で立ち上がる壁や生じるさまざまな悩みを共有することを目的としたワークショップを開催した。まずこの分野で大変大きな貢献をされている筑波大学人文社会系の澤田浩子准教授を講師としてお招きし、先生がその立ち上げから関わってこられた外国人児童生徒のための日本語支援プロジェクトのご経験をお話いただいた。またそれに引き続いて、本学科の岩間信之教授も関連するテーマで報告し、その後全体ディスカッションを行った。その結果、多文化協働をテーマとする授業を担当していない教員にも問題意識が共有され、学科全体として、学術的かつ実践的に新カリキュラムに取り組んでいく上での下地ができたと考える。

この他、教員の研究活動や社会貢献、またその活性化については、学科全体でも積極的に教員それぞれに促している。具体的には学術研究センター主宰の研究助成金制度の活用や、研修制度の利用などである。

【改善の方策】

学部の講義や演習に教員の専門的知識をどのように生かしていくかについて、多くは教員個人の努力にゆだねられているが、今年度の FD で開催したワークショップのように、個々の知見を共有することで、よりよい授業を探る取り組みをもっと実施すべきであると考ええる。しかしながら会議や入試、委員会の業務も多く、学科教員全員が参加できる時間を設けることがむずかしくなっている。教員の資質や見識を高めていくために研究助成金や研修制度をもっと充実させるべきであると考えるが、これも制度があっても、実施する時間的余裕が取れないという状況に陥ってしまっている。これは学科でなく大学全体の問題でもあるので、もっと真剣に考えていく必要がある。

＜心理福祉学科＞

【現状説明】

年に一度、FD の機会が設けられている。最近では、オンライン授業の方法や、対人支援の基本など、授業の方法や内容について、教員が見識を深める機会を得ている。

【改善の方策】

教員の教育・研究活動や社会貢献の活性化を意図して、それらの評価や活性化のための立案・実施が求められる。

＜食物健康科学科＞

【現状説明】

アクションプランの「教職員研修の充実」の一環として、2023 年度は、次期カリキュラムの教育内容

適切性や順次性など FD で検討した。

【改善の方策】

今後、教員の教育・研究活動や社会貢献活動等の活性化や資質向上を図るためにアクションプランの見直しを検討する。また、アクションプランの目標達成のため、教育能力の向上に資する FD を継続実施する。2023 年度の FD で抽出された課題は、次年度以降、継続的に検討し、教育能力の向上や教育内容の充実を図る。

<看護学科>

【現状説明】

FD として、学科の専門性に合わせた教育能力の向上や、授業方法の改善に関する研修会を実施している。カリキュラム改正に伴いその理解を深めるためのグループワークや、外部研修会に参加した教員の伝達講習に関連させたグループワークなど、講演会だけではなく様々な方法での FD を実施している。教員の業績評価を教育活動や研究活動の活性化につなげる取組みについては、教員の教育活動、研究活動、社会活動等をホームページ上で公表している。

【改善の方策】

学科の課題に即した FD を継続していく。とくに 2024 年度は、2022・2023 年度の FD での学び（卒業生との連携教育）を実践へつなげるよう取り組む予定である。教員の教育活動および研究活動の公表を年度ごとに更新していくよう周知徹底していく。

<経営学科>

【現状説明】

毎年度学科 FD 研修会として、外部から講師を招いて（または内部の教員により）、教育能力の向上や授業方法の改善に関するテーマで講義を行っている。また、「授業改善委員会」が実施する「学生による授業評価」の結果を受けて各教員が学部長に提出する「授業改善報告書」によっても教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善が十分に期待できる。

【改善の方策】

学科として今後も現状の体制を維持していく。

<文学研究科>

【現状説明】

FD 関連のイベントは毎年実施され、その内容は、教員の幅広いニーズに応えるため、毎年変更されている。2021 年の FD は、言語習得と言語教育におけるコーパスの作成と活用をテーマにした 90 分×8 回のシリーズだった。2022 年度にも同様の規模のシリーズが予定されている。

【改善の方策】

FD プログラムのテーマは毎年変わるので、内容や表現がプログラムの先生方のニーズに密接にマッチするよう、フィードバックの仕組みを検討した方がよいと思われる。そのためには早い段階で FD プログラムの希望を教員に尋ねる仕組みの導入が望ましい。

＜生活科学研究科＞

【現状説明】

・食物健康科学専攻

FD を 1 回/年実施し、専攻の抱える課題解決のための手段としている。今年度はグローバル化への対応として実施した。教員の地域貢献についてはアクションプラン作成時に情報収取し把握している。

・心理学専攻

心理学専攻が開設された 2020 年度は、生活科学研究科 FD（全学 FD）を実施した。2021 年度の FD では、完成年度を迎え 2 年間の運営を振り返る中で見えてきた課題を挙げた。2022 年度の FD では、心理専門職を目指す学生に求められる適性について議論し、あるべき教育の形について検討した。

【改善の方策】

・食物健康科学専攻

教員の教育能力の向上、教育課程における課題解決に向けた FD を継続実施する。またアクションプランにおける目標達成のために地域貢献、研究活動への積極取り組みを勧奨する。

・心理学専攻

今後も専攻教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善に資するテーマに即した FD 活動を継続してゆく予定である。

＜看護学研究科＞

【現状説明】

- ・ 随時、研究科運営委員が学生に意見を聴取し、研究科長が教員に研究指導の進捗状況を聴取している。情報を持ち寄り、ディスカッションし、課題を明確にして共有し、研究科会議に情報提供している。
- ・ 学生、教員から聴取し、研究指導の改善が必要であると感じ、2020 年度から継続した活動を行ってきた。その結果、暗黙知といわれる、研究指導に通底する「看護観」を共有するという課題が生じたため、2023 年 5 月には、「看護観」を共有するラウンドテーブルセッションを実施した。また、質的研究に対する様々な考え方がみられていたことに対し、質的分析法「テーマティックアナリシス」について、外部講師を招き、厳密性について学んだ。
- ・ 2024 年度カリキュラム改定に向け、2022 年 6 月に行った地域看護観を共有する FD をもとに、新科目を設定し、開始に向けシラバスを準備した。
- ・ 教員の業績評価に関しては、年 1 回、教員審査会の前に、研究科長が構成メンバーの業績を確認し、審査を予定する教員と課題を確認している。

【改善の方策】

- ・ 教員それぞれが用いている研究法を共有したいというニーズがみられているため、FD として実施可能であるかを検討し、可能であれば複数指導体制の実現につなきたい。

＜授業改善委員会＞

【現状説明】

2023 年度の FD 活動は、2023 年 5 月に新型コロナウイルスが「5 類感染症」に移行したことを背景に、概ね対面形式で実施された。学部（学科）、全学教養課程センター、大学院（各専攻）のそれぞれにおいて、FD 活動は、授業の質改善に寄与するテーマのもと展開された。たとえば、授業改善委員会と全学教養課程センターとが共催した FD では、前年度においても同 FD の講師をお務めくださった向後千春先生（早稲田大学教授）に対話型 AI の授業利用に関してご講義いただいた。対話型 AI は随所で急速に利用の拡大が進んでいる。大学教育においても、教員がその仕組みを理解したうえで、学生の学びの機会を守り、建設的に活用することが求められているだろう。今回の FD は、そうしたニーズを満たすものであったと考えられる。

一連の FD の内容は、例年、報告書として、翌年の 5 月から 6 月にかけて大学の Web サイトに公開されている。今年度も例年に倣い、Web サイトへの公開に向けて報告書を整えている最中である。なお、報告書については、FD に関する意見交換の題材として、委員会で活用されている。

授業評価アンケートに関しては、Forms によるアンケートを用意し、学生と教員の双方にアンケート実施の協力を依頼した。また、前年度のアンケート結果を踏まえ、委員会ではアンケート項目の精査を行った。その結果、項目の一つに関して回答形式に変更を加え、また、新たに一つの項目を追加した。改編したアンケートについては、2023 年度後期より全学的に実施している。

アンケートの結果については、多方面からの要望を受け、教員の結果閲覧期間を 2 週間から 1 年に変更した。あわせて、結果閲覧期間の変更に即して、「学生による授業評価実施要綱」を改定した。結果閲覧期間が大幅に長期化したことで、アンケート結果へのアクセシビリティが改善したと考えられる。

【改善の方策】

FD の質の維持または向上のためには、その方策を検討し、課題を明確化することが求められるだろう。2023 年度については、FD 報告書に関する意見交換を実施したが、具体的な課題の抽出には至っていない。今後は、よりよい FD の実現のための課題の具体化とその課題への取り組みが期待される。

授業評価アンケートについては、改編後のアンケートの妥当性の確認や改善点の検討が求められるだろう。そのためには、アンケートの結果を踏まえて、アンケート項目をさらに精査することが必要となるだろう。さらに、学部学科あるいは教員一人ひとりがアンケート結果を活用する方法について、具体的に検討することが期待されるだろう。

基準 6 教員・教員組織 点検・評価項目⑤ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	各学部 各研究科
---	-------------

<文学部>

【現状説明】

毎年度アクションプランについて各学科でその都度検討している。そこでの結果等を中間及び年度末に点検・評価の見直しを行っている。しかし、どうしても同じ時期の見直しになることが多く、各学科の柔軟な対応という事に課題があると考えている。

【改善の方策】

各学科でアクションプランについての見直し等は定期的な時期のみでなく必要に応じて適宜検討するように努めていきたい。

＜生活科学部＞

【現状説明】

アクションプランの進捗状況については各学科で中間および年度の終わりに、点検・評価を行い、その結果をふまえて次年度のアクションプランの適切性について確認や見直しを行っている。しかし、各学科による定期的な自己点検・評価の実施体制は未整備である。

【改善の方策】

アクションプランの確認および見直しについては、各学科で定期的点検・評価とともに、必要に応じて随時実施できる体制を構築する。

＜看護学部＞

【現状説明】

毎年度アクションプラン掲げており、その進捗を中間及び年度末に、点検・評価を行っており、その結果をもとに、次年度のアクションプランの適切性について見直し等を行っている。2023年度から教員の授業評価の結果を学部長に報告されるため、授業等課題がある場合は教員個々との面談等を計画している。2024年度も同じ方針で、教員個人・組織とも目を配り定期的な自己点検・評価を行う予定である。

【改善の方策】

2023年度から、「日本看護学教育評価機構」の審査項目を精査し学部としての自己点検・評価項目検討を行う。2024年度はさらに、その評価項目が達成できるよう推進していく予定である。

＜経営学部＞

【現状説明】

毎年度アクションプラン掲げており、その進捗を中間及び年度末に、点検・評価を行っており、その結果をもとに、次年度のアクションプランの適切性について見直し等を行っている。

【改善の方策】

引き続き、自己点検・評価結果に基づき、教員組織の改善・向上に向けた取り組みについて検討していく。

＜文学研究科＞

【現状説明】

文学研究科では、教育の方法・過程・質に関するアンケートを年2回実施する予定だが、まだ着手していない。このアンケートは、文学研究科の教育プログラムの状況について共通理解を深め、問題点を発見することを目的としている。

【改善の方策】

このアンケートは、2022年度中に開始する予定となっている。

基準3 教育研究組織点検・評価項目②で述べたとおり、少人数の学生のためのブラバシーおよび人権保護の制度を検討する必要がある。

<生活科学研究科>

【現状説明】

年度初めに研究科教員組織を一覧にまとめ、研究科会議にて報告している。また各専攻から教員資格審査の必要があればその都度教員資格審査を実施している。

【改善の方策】

今後も同様の対応にて点検、評価とし不足があれば同様に対応していく。改善の余地がある場合は各専攻会議において検討を行う。

<看護学研究科>

【現状説明】

年1回の教員審査に向け、自己評価を行っている。2つの課題（①担当者不在になる分野がある②教員の数が基準に満たない）のうち、①については2024年度より新カリキュラムを施行することで解消する予定である。②については、学内の教員の取り組みと成果に期待したい。

【改善の方策】

研究科会議で、教員組織に関する自己点検・評価の内容を共有し、研究科内で目標が共有されるようにする。

基準7 学生支援 点検・評価項目① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。	学務部（学生）
--	---------

<学務部>

【現状説明】

「茨城キリスト教大学学生支援方針」は、学園の教育理念である「隣人愛」に基づく全人教育を実践するために、障がいのある学生を含むすべての学生への多種多様な支援と保護者との連携の強化をも明示する包括的なものである。全学生・教職員に毎年配付する『Campus Life』への掲載、HPでの公表などにより共有されている。

2022年度に『LGBT+等に対する対応について』を策定し、LGBT+等に対する本学の捉え方および対応をHPに掲載して示し、相談窓口についても周知している。

【改善の方策】

- ・2023年度は、学科ごとにGPAや取得単位数を使って「成績不振学生」を定義し、修学を支援するために面談を行った。面談では成績不振に陥っている要因を特定し報告書を面接者に記入してもらい、傾向を理解した。2024年度の『キャンパス・ライフ』に掲載して学生への周知を図る。

基準 7 学生支援 点検・評価項目② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。 また、学生支援は適切に行われているか。	学務部（学生） キャリア支援 センター
--	---------------------------

<学務部>

【現状説明】

[修学支援]

- ・補習・補充教育の主体は、学科となっている。
- ・外国語奨励賞や各種検定試験の受験料を補助するなど授業以外の学修を支援している。また、2022 年度より TOEIC の e-learning の提供が開始された。
- ・授業欠席の多い学生の調査結果を学科に提供し、学科教員による指導をサポートしている。IC-UNIPA の出欠管理を利用することで情報提供までの時間が大幅に短縮できている。
- ・障がいのある学生の支援については、2022 年度に『障がいのある学生の支援をするためのガイドライン』を策定し、「障がい学生支援検討協議会」を開催した。専門的知見を持つ学内の障がい学生アドバイザー（教員）からの助言を得て、サポートチームの設置および合理的配慮に関する配慮文の検討を行い、2023 年度の前期授業に合わせて当該学生が受講する科目の担当教員へ配布の準備を進めた。2023 年度は、サポートチームでの情報共有と合理的配慮の検討、および 2024 年度に向けた配慮文の検討を行った。
- ・留年生、休学希望者、復学希望者については、学科で面談を行い、卒業に至るように助言・指導している。学務部は、制度や手続きについての説明を行い、学生が適切な選択をできるようにサポートしている。
- ・卒業不可者の面談はこれまで学務部職員のみで行っていたが、2022 年度からは当該学生が所属する学科の教員と学務部職員とが協働で実施するように変更した。2023 年度についてもこの方式で面談を行った。学業を続ける場合、学科教員とどのように接点を持てばよいかなどのアドバイスをするなど、きめ細やかな指導ができるので、今後もこの方式が推奨される。
- ・経済的支援には、授業料減免制度、大学独自の奨学金、金融機関と共同での「教育ローン」の提供などがあり、その情報提供は『Campus Life』や IC-UNIPA、学内掲示等で適切に行っている。

[生活支援]

- ・心身の健康等に関する指導・相談の窓口は、学務部学務課学生生活担当、保健室、カウンセリング研究室などが主なる部署となるが、学科教員をはじめキリスト教センターなど大学内の様々なところが相談の窓口となっている。
- ・ハラスメントについては、学園に「ハラスメント防止委員会」があり、『Campus Life』、HP、学内のポスターなどで周知している。

[その他の支援]

- ・「茨城キリスト教大学学生団体企画奨励金」制度を設けて、学生の自主的な団体活動を経済面で支援している。

【改善の方策】

・本学においては様々な場面で学生の相談に応じているが、その情報が関係者に共有される公的な仕組みは 2021 年度までなかった。障がいのある学生の支援に関しては教員と事務職員の協力を得るとより効果的な支援ができる。そこで既述した「茨城キリスト教大学障がい学生支援ガイドライン」を 2022 年に策定し、情報の共有と合理的配慮の検討を全学的に開始した。障がい学生支援検討協議会を開催し、専門的な知見を障がい学生アドバイザーから得て、配慮文の作成をしている。また、サポートチームを立ち上げ、対応を協議する事案も出ている。2023 年度は、支援のフローチャートを随時見直ししながら、円滑な運用に努めた。

＜キャリア支援センター＞

【現状説明】

[進路支援]

現状の雇用環境は、コロナ禍を経て 2022 年度に引き続き「売り手市場」となっており高い就職率を維持できている。本学では学科担当制による個別面談を中心とした就職支援を展開しているが、これに EQ（行動特性検査）や R-CAP（職業適性検査）のアセスメント結果からのフィードバックも併用していくことで、学生の自己理解の促進や就職観の醸成に役立てている。コロナ禍の影響によりオンラインを中心とした講座編成を組まざるを得なかったインターンシップ準備講座や就活支援講座は、一部オンライン形式でのイベントも残ってはいるが、対面式での実施を行ってきた。公務員合格者は、公務員試験対策室との連携強化による手厚い支援により 2023 年度も 50 人を超える合格実績に繋がった。教員採用試験では、茨城県の試験日程が他の自治体と併願が可能となったことで志願倍率が上昇傾向にある中、教員採用試験対策室による充実した指導のもと多くの合格者数と高い合格率を出すことができた。

【改善の方策】

[進路支援]

就職活動の早期化に対応するため、1・2 年次生を対象にした講座を新たに試みることができたことは一歩前進であった。集客に苦戦した反省点を踏まえて今後の企画・運営に活かしていきたい。また、3 年生のインターンシップ準備講座も早い時期に設定したが、就職情報サイトへの登録学生数がここ 2 年減少していることは課題である。各業界の理解を深めるために企画している業界研究会では、特定の専門職における参加学生数が伸び悩んでいることが課題であり、学科との連携をとりながら望ましい実施時期を模索していきたい。外部に委託している公務員試験対策講座は教養試験対策のカリキュラムで実施しているが、近年 SPI や SCOA を採用する自治体も増えてきていることを踏まえ、講座内容の見直しも視野に入れながら継続検討としたい。

基準 7 学生支援 点検・評価項目③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	学務部（学生）
--	---------

＜学務部＞

【現状説明】

・「学生生活満足度調査」は、毎年 9 月中に IC-UNIPA で行い、結果の要約を学科の学生委員に渡し、合

同教授会でも紹介していた。2023 年度からは、「学生生活アンケート」と名称を変更し、実施時期も年度末（3 月）とした。質問項目も精選して学生支援が適切に行われているかを測る形に変更した。学生へのフィードバックやアンケートに寄せられる要望に応じての改善を図っていくことが今後の課題であると考えている。

- ・「卒業生アンケート」については資格に関する項目を追加した再改訂版を 2023 年度に実施し、広報関係の部署と共有して本学広報の資材として活用した。

【改善の方策】

「学生生活満足度調査」のフィードバックには、単なる数字的な結果に加えて、自由記述に寄せられた要望に対応した改善の事例（例：トイレの改修など）、あるいは学生の要望が対応済みであること（例：空き教室の検索の仕組み）などを大学側がコメントし、そのことで、声を上げれば大学はそれに応える姿勢があるということを感じられるようにすることが望ましいと考える。

2022 年度に内部質保証の観点から大幅に改訂した「学生生活アンケート」と「卒業生アンケート」をさらに改訂した。前者には学外での活動について把握する項目を追加し、後者には資格取得に関する満足度を問う項目を加えた。この両アンケートをいずれも年度末に実施することで、1 年間を通した回答を得ることができる。また、学生の自己評価をもとに本学が提供する教育と学生のニーズとのギャップの度合いについて多角的に検討することで、更なる学生支援改善のための資料とする。

基準 8 教育研究等環境 点検・評価項目① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。	学術研究センター
--	----------

<学術研究センター>

【現状説明】

学生の教育環境の整備に関しては、方針として 2023 年度より BYOD (Bring Your Own Device) の導入が定められている。2022 年度には無線 LAN 環境の整備・拡張および最適化が進められ、すべての学生が学内のネットワーク環境を利用できる整備が整えられた。

教員の教育研究活動の整備に関しては、科研費間接経費の適正な執行を方針とし、2023 年度はスマート AI ボード、電子黒板、大型スキャナー、プロンプターを購入した。これらの物品は、教員が遠隔で研究ミーティングを行ったり、紙媒体の研究資料をデジタル化したり、学会等で講演する際に有用であり、研究環境がさらに整えられた。

【改善の方策】

教育研究等環境の整備に関する方針は、アクションプランの作成を通じて学内で共有されている。引き続き、学内でのさらなる共有を図るよう努める。

基準 8 教育研究等環境 点検・評価項目②	学術研究センター
--	----------

教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。	情報センター 庶務課
---	---------------

＜学術研究センター＞

【現状説明】

教職員における情報倫理については、平成 30 年著作権法改正による「授業目的公衆送信補償金制度」に対応し、授業における資料等の使用に関して、学務部より教職員に対する注意喚起を行った。

【改善の方策】

情報倫理に関する周知はまだ不十分な状態と推測できる。さらなる情報提供等を行い、意識の深化に結び付ける必要があると考えている。

＜情報センター＞

【現状説明】

第 15 期中期経営計画（2021-2025 年度）の 3 年目にあたり、2023 年度のアクションプランに基づき教育研究環境の整備を推進している。2023 年度は情報インフラの重要な基盤のひとつである H C I 環境のシステムが更新時期を迎え、システムリソースの拡充、機器の老朽化対策、安定したサービス提供の継続のため、システム更新を実施した。また、今回のシステム更新では今後の拡張性も考慮し、配置場所を大学 7 号館と 1 号館での冗長構成とし、一部運用の見直しを行った。

情報倫理については、コンピュータ基礎関連の授業だけでなく、オリエンテーションでの周知、Campus Life(冊子)や学内ポータル IC-Campus、情報センターホームページで情報ネットワークガイドラインや情報セキュリティに関する注意事項などを掲載し、周知徹底を図っている。

【改善の方策】

安定かつ安全で信頼性の高いネットワーク環境や ICT 環境の提供のため、計画的・継続的な整備更新が必要となっている。次年度以降についても情報システムの安定稼働に向けた対応を推進していく。

＜庶務課＞

【現状説明】

文科省の次年度予算を確認し、本学にて申請可能な施策を大学執行部に提案し、各学部学科において必要となる施設設備の充実を図っている。例年、文科省施設整備費補助金に申請することにより、各学科の教育研究環境を整備している。

【改善の方策】

教育研究環境整備に向けた計画を策定し共有することにより、大学内で必要な施設設備を計画的に整備し、必要に応じて補助金申請するなど、ファシリティマネジメントが必要である。

基準 8 教育研究等環境 点検・評価項目③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切	図書館
---	-----

に機能しているか。	
-----------	--

<図書館>

【現状説明】

図書収集および選書にあたっては、各学部学科の専門性および特性を踏まえ、各学科選出の図書館運営委員と学科担当の図書館スタッフが連携して行っている。また、学生からの購読リクエストにも予算の範囲内で柔軟に対応している。学術雑誌については、前年度の利用実績を各学科に提示した上で、購読誌の見直しを検討し、教員および学生の教育研究活動の必要にあわせて設置している。なお、利用者の利便性、予算の対応を考慮し、冊子体から電子ジャーナルへ切替えることで、非来館型サービスの充実を図っている。更に、図書館の施設設備およびサービスの向上を目的に、学生を対象に図書館利用者アンケートを実施し、施設設備・図書館資料等に関する要望を確認し、改善を進めている。

現在、図書館は、館長1名・専任職員1名・嘱託員1名・業務委託スタッフ11名で運営している。

図書館司書有資格者6名を配置し、レファレンスサービスにおいて利用者への専門的な支援が可能となっている。なお、業務委託については、業務の質について継続的な向上を目指すため、委託業者に相互評価が客観的に分かる業務評価表の提出を求めることによりサービスの向上に努めている。

【改善の方策】

第15期中期経営計画（アクションプラン）の実効性を高めるため、業務受託業者・キャリア支援センターおよび地域・国際交流センター等学内の関連部署と連携し、学生・教職員の図書館利用促進に努めている。具体的には、①非来館型サービスについて短期的・中期的に導入可能な施策の実施、②業務の質およびサービスの向上を目的とした図書館利用者アンケート結果への対応等、今後更に進めて行く。また、図書館のDX化の観点から、今後、デジタル機器の利活用について教員・学生等の利用者に分かりやすく伝えられるスキルを備えたスタッフの配置を検討する。

基準8 教育研究等環境

点検・評価項目④

教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

学術研究センター

<学術研究センター>

【現状説明】

2021年度に第15期中期経営計画（2021-2025年度）が定められ、その戦略Ⅱに「特色のある教育・研究活動の推進」が提示されている。大学は戦略Ⅱの項目5.「多様な研究の推進」において、研究力の向上および領域横断型研究の推進および外部競争的研究資金の獲得に向けた取り組みの推進が提示されている。

学術研究センターでは研究推進経費としていくつかの研究を学内公募している。特に重点課題研究は、学長主導の研究として、本学の特色を生かした領域横断型の研究を公募している。その他にも、共同・個人への研究助成を行い、2022年度は2件の研究を助成した。また外部研究費獲得に向けても推進している。特に科学研究費助成事業（科研費）への採択に支援しており、研究計画書のピア・レビューを行ったり、不採択となった研究者を対象に研究助成を行ったりしている（「奨励研究」がこれに該当する）。

専任教員の研究費は「茨城キリスト教大学個人研究費使用規程」により定められており、規程に基づき研究費を支給している。専任教員の研究室は原則、個部屋が与えられている。一部、学部教員においては、職務適応のために共同研究室となっている。また本学では週当たりの授業担当コマ数を、概ね 8 コマ未満の授業上限を設けていることから、研究に専念できる時間は確保できている。

【改善の方策】

2023 年度の科研費採択結果は、この 2 月に内定が出されたが、申請課題 11 件中、採択は 4 件であった。引き続き、応募件数と採択率の向上に向けた施策を検討したい。

基準 8 教育研究等環境 点検・評価項目⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。	学術研究センター
---	----------

＜学術研究センター＞

【現状説明】

本学の学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的とし、研究を遂行する上で求められる研究者および研究に関与する事務職員の行動、態度の倫理的指針として、「茨城キリスト教大学研究倫理指針」が定められている。また、この規程に関連し、「茨城キリスト教大学倫理審査規程」を定めており、同規程に基づいて倫理審査委員会を設置している。特にヒトを対象とする研究において研究の適切性を審査している。なお、委員会の運営については「倫理審査委員会の運営に関する内規」を設け、運営の詳細を定めている。学外の有識者を含む倫理審査委員会が組織されている。

本学では 2016 年度以降、公正な研究活動を確保することを目的として、「茨城キリスト教大学における公的研究費の取扱いに関する規程」ならび「茨城キリスト教大学における研究活動上の不正行為への対応等に関する規程」が整備されている。これらは、本学における公的研究費の取扱いについて、適正な運営・管理を図るために必要な事項を定め、公正な研究活動を推進するとともに、研究活動に係る不正行為が生じた場合に適正に対応するために必要な事項を定めている。

これら学内の研究倫理の意識を向上させるために、学術研究センター主催の研究倫理教育講習会を開催している。2023 年度は 2 月に開催し、多くの教員が参加した。欠席者に対してはその後のフォローを行い全員の受講を確認した。本学では、2020 年度より学術振興会が提供する e-Learning コース(eL CoRE)の受講を導入しており、2024 年度も全員が受講する予定である。なお、大学院生については、4 月の履修ガイダンス時に講義形式で研究倫理教育を行っている。

研究活動等に関する利益相反にかかわる規程「茨城キリスト教大学利益相反マネジメント規程」を 2018 年度に改定し、現在、運用している。規程に基づき、本学専任教員全員に対して、「定期自己申告書」を毎年度末提出するよう義務づけている。提出先は同規程に基づく利益相反マネジメント委員会であり、その長には副学長を充てている。

【改善の方策】

本学では、知的財産権にかかわる規程がまだ未整備である。併せて他研究機関と共同研究を行うために必要な規程も不十分であり、研究者保護のためにも規定の整備・改善が必要であると考ええる。また、研究倫理については定期的に教育を行い、さらなる意識の向上に努める必要がある。

基準 8 教育研究等環境 点検・評価項目⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	学術研究センター
--	----------

＜学術研究センター＞

【現状説明】

教育研究活動に関する自己点検・評価は、各学科・部署が示す 2023 年度アクションプランの自己点検・評価の結果をもとに実施した。また学術研究センターでは、センターに所属する所員により組織される研究員会議を開催し、意見聴取を行うことで、今後の研究支援体制の構築に努めている。

校舎・研究室等の研究関連施設・情報関連施設については法人本部管財課との連携によりすすめられ、施設の点検・評価を逐次実施し、緊急の対策を要する場合には学長の指示を経て即時復旧に努めている。

【改善の方策】

2023 年度は、学術研究センター研究員から研究支援に関する意見聴取を行った。次年度以降は、研究員会議を開催し、意見交換を行い、必要に応じて教育研究活動の改善に向けた施策を考えたい。また研究推進経費の項目のうち、重点課題研究は学長主導のもと行われる研究であり、その採択は研究支援委員会にて行われる。重点課題研究が終了したのちは、その成果に対して評価・点検を行い、更なる研究支援に向けた資料とすべきであると考えている。

基準 9 社会連携・社会貢献 点検・評価項目① 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。	地域・国際交流センター カウンセリング子育て支援センター
---	---------------------------------

＜地域・国際交流センター＞

【現状説明】

本学は、建学の精神である隣人愛に基づいた共生の精神を土台として、「地域連携方針」を定めている。同方針は大学 HP、および地域・国際交流センターが管理する大学 HP（「地域・社会貢献」のページ）で明示している。地域・国際交流センターでは、この方針に則り、様々な社会連携・社会貢献事業を展開している。

【改善の方策】

大学 HP が全面的に改善されたため、「地域連携方針」の閲覧に関する利便性は大きく改善された。今後も、「地域連携方針」を学内で積極的に共有していきたい。

＜カウンセリング子育て支援センター＞

【現状説明】

「我らが学園の教育理念」では「社会に進んで奉仕し、人類の福祉と世界の平和に貢献する人間の育成を目的とする」と謳っている。本学ではこの理念に基づき、下記の「地域連携方針」を定め、Web サイト等で公表している。カウンセリング子育て支援センターでは、この方針に則り、様々な活動を展開している。各々の重点項目は次の通りである。

1. 本学が「総合大学」としての教育・研究活動を通じて有する知的・人的資源を、地域社会・地域住民の方々に対して還元していきます。
2. 地域社会が有する知的・人的資源を本学の教育・研究に活用していきます。
3. 地方自治体との連携事業を通じて、地域社会の発展や課題解決に寄与します。
4. 教育・保健医療・福祉に関わる組織との連携を通じて、地域社会の発展に寄与します。
5. 企業との連携を通じて、地域産業の発展に寄与します。
6. 他大学との連携を通じて、地域の学術の発展と人材育成に寄与します。
7. 高大連携事業を通じて、地域の教育水準の向上に寄与します。

【改善の方策】

カウンセリング子育て支援センターでは、上記「地域連携方針」1～4に関連して、様々な活動を行っているが、本センターの活動が上記「地域連携方針」に則った意義あるものであることが、学内で十分に周知されているとは言えない。学内で本方針に沿った活動の具体的内容とその意義を周知する必要があり、現在は教授会での活動報告および年1回のニューズレター発行に留まっているが、さらにFDや学内向け講座の開催など、さらなる周知の場を設けるよう努める。

基準9 社会連携・社会貢献 点検・評価項目② 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。	地域・国際交流センター カウンセリング子育て支援センター
--	---------------------------------

<地域・国際交流センター>

【現状説明】

本学では、「地域連携方針」のもとで、学外機関や地域社会と連携しつつ様々な社会連携・社会貢献を積極的に展開している。2023年度の主な成果は次のとおりである。1) 大学生ボランティアの募集・派遣 [2023年度は約100件の地域貢献活動に対してボランティア学生を派遣]、2) 自治体との連携事業 [例：日立市との連携事業「学生プロジェクト」]、3) 本学主催の地域貢献事業 [4 大学連携シンポジウム：外国にルーツのある子どもたちと共に生きよう]、4) 大学が生み出す知識、技術等の社会還元 [IC with U プロジェクト、日立市職員グローバル・イングリッシュ研修、関彰商事社員向け英語リカレント教育プログラム、茨城ロボッツでの弁当開発、地元産あんこうを使用したレシピの開発、地元の鯖を活用したアイディアメニューの開発と販売、公開講座の実施（前期：10講座／受講者295名（実数216名）、後期：10講座／受講者231名（実数179名）、カウンセリング子育て支援センターと共催実施の子育て応援講座2講座56名）など]。

地域・国際交流センターでは、茨城県内の提携自治体や教育機関との連絡協議会を定期的に開催する

ことで、社会的要請の把握に努めている。また、本センターが窓口になり、学外機関、地域社会からの社会的要請を広く受け付けている。寄せられた要請は、内容に応じて本学の該当部署に伝達している。

【改善の方策】

今年度は、4 大学連携シンポジウムを開催するなど、他大学との連携に力を入れた。大学が生み出す知識、技術等の社会還元についても、地元の鯖を活用したアイディアメニュー開発などの新しい取り組みを実施した。今後は、教職員や学生たちに過度な負担を掛けないように留意しつつ、こうした活動を持続的かつ積極的に展開するための仕組みづくりを整える必要がある。

＜カウンセリング子育て支援センター＞

【現状説明】

カウンセリング子育て支援センターは、①地域住民からの心理相談に応じると共に、②高校生の心をささえる相談相手として「キャンパスエイド」を 2018 年より高萩高等学校に派遣している。また、③2020 年度より、日立市と巡回支援専門員事業にかかわる委託事業契約を結び、幼児教育の場に本学教員が赴き、支援を必要とする子どもを担当する保育者の相談に応ずるアウトリーチ型コンサルテーションの形態で、教員の専門性を地域に還元している。④そのほか、年間 4 講座のべ 22 回の、有資格教員による子育て支援講座、年間 14 回の発達支援講座を企画・運営してきた。

特に①の地域相談は、大学教員や公認心理師の有資格者スタッフの指導の下、心理学専攻大学院生の実習の場として機能し、②のキャンパスエイドは、本学学術研究センター発行の「研究シリーズ」や学会誌にてその研究成果を社会に公表してきた。③および④は、発達支援・子育て支援に関する本学教員の有する専門知識・技術を地域社会に還元する取り組みとなっている。さらに本学学生に対しては、これらの地域住民対象の別室保育付き講座および日立市保健センター主催の発達支援教室等に文学部児童教育学科学生ならびに生活科学部心理福祉学科学生、心理学専攻大学院生が授業の一環あるいは実習として参加できるようコーディネートしている。公認心理師の有資格者スタッフや保育士スタッフの指導の下、現場で子どもや保護者に密に接し、教員の事前指導とカンファレンスによって、子どもの育ちと子育てを支える専門家としての実践知を修得する場を作ってきた。

【改善の方策】

地域社会の諸機関と連携して大学の専門知を地域社会に還元し、学生を育てる取り組みは、一部教員の個人としての働きによって実現しているが、大学・センター組織として地域社会と恒常的に連携し、現状の問題点を把握し、将来への展望を持って、研究成果を地域住民に還元する仕組みが、十分に整備されているとは言えない。大学の知を真に地域に還元するためには、今後さらなる研究成果の社会への還元は重要である。また大学で専門知を修得した学生・院生が活躍できる場を地域に創設することも視野に入れて、学内はもとより、地域社会・学外機関に働き掛け、連携することが必要であろう。

基準 9 社会連携・社会貢献 点検・評価項目③ 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。 ＜評価者の観点＞	地域・国際交流センター カウンセリング子育て支援センター
--	--

・社会連携・社会貢献活動に関する自己点検・評価は、どのように行われているか（基準、体制、方法、プロセス等）。 ・上記の自己点検・評価結果に基づき、社会連携・社会貢献活動の改善・向上に向けた取り組みは、どのように行われているか。	
--	--

<地域・国際交流センター>

【現状説明】

地域・国際交流センターでは、アクションプランの中間・最終評価において、社会連携・社会貢献活動に関する自己点検・評価を行っている。また、提携自治体や教育機関との間で毎年開催している連絡協議会でも、自己点検・評価を実施している。さらに 2022 年度からは、地域・国際交流センター運営委員会（以後、運営委員会）でも社会連携・社会貢献の適切性に関する自己点検・評価を実施している。こうして得られた自己点検・評価の結果に基づき、社会連携・社会貢献活動の改善策を検討している。

【改善の方策】

地域・国際交流センター運営委員会内での自己点検・評価内容に課題が残った。具体的には、同センターの活動内容を部分的にしか把握していない運営委員が散見された。今後は、地域・国際交流センター運営委員会内での自己点検・評価が円滑に進むように、議事録などの情報を Teams で共有する予定である。

<カウンセリング子育て支援センター>

【現状説明】

カウンセリング子育て支援センターの社会連携・社会貢献の適切性についての全般的な点検は、センター運営会議において定期的に行っている。そしてカウンセリングの分野においては、地域相談カンファレンスの場を設け、大学教員、カウンセリングスタッフによって定期的に振り返りを実施している。さらには子育て支援講座内容の検討・運営体制の見直しについても大学教員、保育スタッフ、本センター職員が随時、具体的に行っている。その際拠り所とするものの一つが、講座参加者によるアンケートや意見である。

このように、それぞれの担当者間で点検は図っているものの、学内他部署にセンターの社会貢献活動について理解・協力を得る働きかけ、また学外諸機関との連携の質・密度を上げる働きかけは未だ充分とは言えない。

【改善の方策】

2020 年度から 2022 年度にかけての 3 年間は地域社会と大学が会う場の維持は困難を極め、それでもカウンセリングでの電話相談の実施、子育て支援でのオンライン講座の実施、飲食の廃止などの対策を行い、地域の人々と出会う学びの場維持に努めてきた。2023 年度からはコロナ禍以前の体制に戻りつつあるため、今後さらに地域の公共機関・NPO・民間企業や団体等との連携を図る場を積極的に設けるよう努める。

基準 10 大学運営・財務 (1) 大学運営 点検・評価項目①	大学執行部
--	-------

大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。	
---	--

＜大学執行部＞

【現状説明】

中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針として、第 15 期中期経営計画を策定した。その内容については基準 1 で紹介しており、本学 Web サイトにも掲出されている。第 15 期中期経営計画の実現施策として策定したアクションプランは、各学科・専攻および学内部署毎に立てられており、毎年度の中間報告と年度末報告を行うことにより、大学運営に関する方針は十分に周知されている。

2022 年度は、第 15 期中期経営計画の 1 年目の成果について評価を実施している。評価は、各部局から示された自己点検・評価をもって作成されており、本学の web サイトに公開されている。この自己点検・評価は、学内・学外問わず閲覧が可能である。

【改善の方策】

特になし

基準 10 大学運営・財務 点検・評価項目② 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。	大学執行部
---	-------

＜大学執行部＞

【現状説明】

1. 学長の選任方法と権限の明示、学長による意思決定及びそれに基づく執行等の明示

大学学則の第 47 条に、学長を置くことを定めている。学長の選任については「茨城キリスト教大学学長候補者選出規程」が規定する。すなわち、全教職員の選挙により候補者が選出され、理事会による承認の後、理事長によって任命されるという手順である。学長の任期は 4 年とし、再選を妨げないが、再任後の任期は 2 年で、連続して 6 年を超えることはできないというのが同規程第 3 条の定めである。学長候補者選挙の実施に際しては、同規程に基づいて全教職員の中から選出された選挙管理委員によって選挙管理委員会が組織され、厳正なる管理運営の下で執り行われる。選出方法は上記規程に詳細に定められており、第 1 次選挙および第 2 次選挙を経て候補者が選出される。第 2 条には「学長候補者は、人格・識見ともにすぐれ、本学の教育目的に理解ある者でなければならない」と謳い、また第 7 条の「学長候補者としての被選挙権者は、原則として本学のいずれかの教授会の構成員である専任教授とする。ただし、本学専任教員の 20 名以上の推薦を受けた学外者は、被選挙権を有するものとする」との条項によって学外者の被選挙権の可能性も明文化している。

学長の権限についても、主として次の 3 点を明示している。

第一に、学則における教授会および大学運営会議に係る条項において、「学校教育法の規定に則り校務をつかさどり、かつ所属職員を統督する」ことを明示している。

第二に、本学諸規程の末尾にもほぼ例外なく、「本規程（および改定）は学長がこれを定める」との条項を設けてきた。本学規程はいずれも学長がその校務をつかさどる上で、構成員の全業務を統督するため予

め必要な事項を定めて周知徹底することを目指すものであり、このことを「学長が定める」との条項をもって端的に明示したものである。

第三に、特に大学運営の中心となる大学運営会議や教育課程評議会、人事委員会、財務委員会、自己点検・評価運営委員会、および合同教授会といった中心的な会議の主催には、学長がその任にあたることとしている。いずれの会議体も、学長判断に資するための意見集約の場として性格づけ、またその通りに機能している。

2. 副学長の選任方法と権限の明示

大学学則第 47 条第 2 項において、「学長は、指名により副学長を置くことができる」と定め、その職務については「茨城キリスト教大学副学長選出規程」の第 1 条において、「副学長は、学長を補佐し大学運営全般にあたる」と規定している。同規程第 2 条ではその一環として、「(1) 学長の命ずる職務を遂行すること」「(2) 学長に事故等あるとき、その職務を代行すること」「(3) 必要に応じて、学長の命により会議に出席すること。この場合において、当該会議の構成員でないときは、議決に加わることはできない」と定める。

3. 学部長の選任方法と権限の明示

学部長は学長・副学長と同様、大学学則第 47 条においてその役職を置くことを規定し、その選任方法については「茨城キリスト教大学学部長選出規程」において定めている。同規程第 4 条により、当該学部の専任教授または准教授の内から、当該学部教授会の全構成員による選挙によって選出され、投票および開票は当該学部教授会の場で行われ、その席上において選出される。投票結果は当該学部教授会議長より学長に報告され、学長同様に理事会による承認の後、理事長によって任命される。権限については同規程第 2 条において、「学部長は学長を補佐し大学の運営に当たると共に、当該学部を統括する」とし、学部教授会の主催者であるとともに当該学部の運営責任者として位置づけている。

4. 研究科長の選任方法と権限の明示

研究科長は、「茨城キリスト教大学大学院学則」の第 33 条第 2 項においてこれを置くことを定め、その選任については同条において、「本大学院における授業および研究指導を行う教授をもって充てる」（同条第 2 項）、「各研究科長は、各研究科会議の選挙によって選出される」（同条第 3 項）と規定している。研究科会議を主催するのが研究科長であり、研究科の管理運営に係る責任を付与されている。

5. その他の役職者の選任方法と権限の明示

各センター長・部長および副センター長・副部長については、すべて学長による指名によって選任している。いずれもその権限については、当該組織の職務を定める各規程において明示している。事務組織の事務長・部長・次長・課長については、理事長、事務局長ならびに学長との調整により、原案を作成し常任理事会で審議し理事長が任命し選任している。

6. 教授会・研究科会議の役割の明確化

教授会は大学学則第 49 条において、次のように「学長に対する意見表明」を担う組織として位置づけている。

第 16 章 教授会

第 49 条 学長が学校教育法の規定に則り校務をつかさどり、かつ所属職員を統督するにあたり、必

要な事項を決定するために参酌すべき意見を表明する組織として、本学に各学部教授会および合同教授会を置く。

各学部教授会の構成員および主催者は次の通りである。

- 2 各学部に学部教授会を置き、当該学部の学部長、教授、准教授、講師および助教をもって組織する。ただし、学長、副学長、年度毎に雇用契約を結ぶ教育職員を除く。
- 3 各学部教授会は、当該学部長が主催・招集する。

各学部長が学長に対して表明する意見を定めるため、その審議事項とするものについては次の通り規定している。

- 4 各学部教授会は、学長に対し意見として表明する次の事項を審議決定する。
 - 1) 当該学部学生の入学および転科に関する事項。
 - 2) 当該学部学生の試験および卒業に関する事項。
 - 3) 当該学部学生の指導、厚生、賞罰に関する事項。
 - 4) 他学部からの転部に関する事項。
 - 5) 当該学部の教育課程に関する事項。
 - 6) 当該学部の諸規程に関する事項。
 - 7) 当該学部の教員の採用または昇任に関し、学園理事長に推薦する事項。
 - 8) その他当該学部の運営に必要な事項のうち、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

合同教授会についても同様に、同条第5項以降において次のように定めている。

- 5 合同教授会は、各学部教授会の構成員をもってこれを組織する。
- 6 合同教授会は、学長が主催・招集する。
- 7 合同教授会は、学長に対し意見として表明する次の事項を審議決定する。
 - 1) 本学学則・諸規程の改正に関する事項。
 - 2) その他全学の運営に関する事項のうち、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

また、特に学長と教授会との権限関係については、学長は教授会の意見を最大限に尊重すること、またその意見に反する意思決定を行うことがあること、およびその場合には教授会に対して説明責任を有することの3点について、次のように規定している。

第50条 学長は、前条に定める各学部教授会および合同教授会の決議を尊重し、原則としてその決議に即して校務をつかさどる。

- 2 学長は、その法的機能により教授会決議事項と異なる校務の執行を決定するとき、または教授会決議事項を執行しないことを決定するときは、当該教授会に対し速やかにその理由を説明する義務を負う。

以上の事柄は、大学院における研究科会議についても同様である。研究科会議に係り上述の教授会の役割・権限に相当する事項ならびに学長との権限関係については、すべて学長が裁定する関係諸規則等において上述と同様の事項を定めている。

7. 教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化

理事会は、学園寄附行為第13条第2項において、「学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」と定め、第15条でその業務の詳細を以下のように定めている。

第15条 理事会の業務は、次のとおりである。

- (1) 予算、決算並びに資産の管理及び処分に関する事項
- (2) 人事及び業務に関する管理事項
- (3) 法人の根本方針の決定に関する事項
- (4) その他この法人の業務に関する事項

すなわち、理事会は、学校法人の方針を決め、各教学部局の教学責任者である学長等の職務執行にあたって管理・監督を行う。

学園寄附行為施行細則第7条は、年間4回の定例理事会（3月、5月、9月、12月）を開催すると定める。緊急事案については、臨時理事会を開催することになっている。同第8条には常務を処理するための常任理事会を置くことある。これは理事長および学園の教職員理事をもって組織され、月2回開催している。同第9条は委員会の設置を規定し、各理事が総務委員会、財務委員会に所属すると定めている。理事会総務委員会は、学校法人の業務全般について検討する。学校行事等運営全般、教職員人事、学生生徒等納付金、施設設備、地域連携等がその主な内容である。理事会財務委員会は、学校法人の財政全般について検討している。これら総務委員会、財務委員会における検討ののち、常任理事会において審議し、さらに、理事会における決定となる。

理事長は、私立学校法第37条に基づき学園寄附行為第11条において法人を代表する者とされる。理事である大学学長は、学校教育法第92条第3項に定められる「校務をつかさどり、所属職員を統括する」者として、包括的・大局的な立場において校務を管理運営し、所属教職員を管理監督する立場にある。理事会は、学長に対してその管掌事項に関する通常的な権限を委譲している。大学教員の人事についても、大学人事委員会の議を経て、教授会での審議したのちに、最終的な決定を常任理事会が行う。

理事長は、学園寄附行為第19条に規定する評議員会および評議員に対し、寄附行為第25条に基づき「予算、借入金（当該会計年度内の収入を以て償還する一時の借入金を除く）及び重要な資産の処分」「事業計画」「予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄」「合併」「私立学校法第50条第1項第1号及び第3号に掲げる事由による解散」「寄附行為の変更」「その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めたもの」に関する事項が生じた場合に諮問をし、評議員会の意見を聞かなければならない。大学関連の評議員は、大学学長、学部長、事務職員から選出された者、大学同窓会長である。評議員会は、法人の業務もしくは財産の状況または役員の業務執行の状況について役員に意見を述べ、諮問に答え、または役員からの報告を徴することができる。

【改善の方策】

毎年実施する自己点検・評価により、学長等の役職者、教授会等の機関について、それぞれに付与されている権限と役割が適切に実行されているかどうか見極めることとする。

基準 10 大学運営・財務
点検・評価項目③

大学執行部

予算編成及び予算執行を適切に行っているか。	
-----------------------	--

＜大学執行部＞

【現状説明】

「予算編成方針」は、毎年 9 月の理事会財務委員会、常任理事会において審議し決定する。そこでは、入学者数、学納金納入額、人件費、経常経費、施設設備計画、重点施策計画、財務計画(特定資産積立計画等)、経営指標目標(事業活動収支差額比率、前受金保有率等)を十分に検証し、全部局の理事によって検討がなされる。

それに基づいて、大学予算責任者である大学学長は各学部・部署の予算担当者に「予算編成方針」を説明する。その担当者等は 10 月から予算原案の策定に入り、11 月中旬以降に大学学長・副学長・事務長による部署毎のヒアリングを行って調整をする。それにより大学予算案の骨格が出来上がり、12 月の大学財務委員会（学長、副学長、学部長、事務長、学科主任、各部課長等）においてこの予算原案を審議し完成させる。その後 1 月に財務担当理事によるヒアリングがあり 2 月の理事会財務委員会の議を経て、常任理事会の審議、3 月の評議員会ならびに理事会で承認され、最終的に予算成立の運びとなる。

以上の本学の予算編成プロセスにおいては、その役割分担も明確であり、予算配分についても合議制のもとになされている。なお、当該年度 6 月以降に補正予算編成を行っている。これは学生数の確定に伴う収入額の補正、前年度決算額の確定による繰越額の修正を主としている。予算の執行は、月末毎に集計される予算執行状況を確認しながら予定事業の計画的な実施、予算超過の抑制を意識するなど、明確な責任体制のもと実施されている。

【改善の方策】

予算編成を行う学長以下、予算編成に関わる教職員が「学校法人茨城キリスト教学園寄附行為」第 8 条と第 9 条に基づいて監査を受け、本学の予算執行プロセスが明確性と透明性を毎年度担保していることに留意することとする。

基準 10 大学運営・財務 点検・評価項目④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。	大学執行部
---	-------

＜大学執行部＞

【現状説明】

2021 年度現在の大学における事務職員体制としては、専任事務職員 46 名、常勤嘱託員（無期）5 名、嘱託員 27 名、短時間職員（無期）3 名、再雇用職員 1 名、臨時職員 11 名の計 93 名が、「茨城キリスト教大学就業規則」に則り業務にあたっている。事務職員および用務職員の採用に関しては、その第 7 条において「理事会の議を経て理事長がこれを行う」と定め、「茨城キリスト教学園法人本部就業規則」第 37 条において、「職員の採用は所属長の意見をきいて理事長がこれを行う」と規定している。具体的には、法人事務局総務部で採用計画案を作成し、理事会総務委員会を経て常任理事会で審議・決定する。概ね、例年 4 月に募集を開始し、6 月に採用試験を実施する。採用試験は、書類選考、筆記試験（論文試験等）、個人面接、役員面接を内容とする。採用決定に関しては、7 月末の常任理事会において行っている。専任職員

の男女比、年齢層、業務量と職員数のバランス等を考慮し、組織の活性化と人材の育成、人件費抑制等を勘案して、本学園の教育理念・使命を十分理解した職員の確保に心掛けている。

また、有期雇用の嘱託員から専任事務職員への登用に関しては、嘱託員の就業に関する規程第 15 条「専任職員への転換」に基づき、専任採用と同様に試験を行い決定している。その手続きは、毎年 8 月に嘱託員の業務評価（1 次評価者、2 次評価者）を実施し、その後に所属長から専任職員への登用に関する推薦状が提出され、その中から事務管理職者の次長以上の選考会議を経て対象者を絞り、課題論文として本学園の重点課題への提言を課し、また役員面接を行って選考するという流れで行っている。最終的に、理事会総務委員会を経て常任理事会で審議・決定する。

異動に関しては、大学就業規則第 10 条において、「理事長は、業務の都合により、学長の意見を聴取したうえで、事務職員に業務の変更を命じることができる」と規定し、学園法人本部就業規則第 20 条には同様に「理事長は業務の都合により、所属長の意見をきいて、職員に業務の変更を命じることができる」としている。定期異動は、業務等の関係により異動月が変わることもあるが、毎年 4 月および 7 月を原則として実施している。「茨城キリスト教学園事務職員人事異動規程」に基づいて、法人事務局長は毎年 2 月末までに人事異動資料を作成し、理事長に提出する。その過程で学長の意見を聴取する。この人事異動資料を基に、理事長の責任において最終人事案を作成し、理事会総務委員会ならびに常任理事会で審議・決定する。

事務職員の昇格等に関しては、「茨城キリスト教学園事務職員任用規程」を設け、法人事務局において運用している。具体的には、毎年 2 月末までに事務局長が選考資料案を作成して理事長に提出する。理事長は自身の責任の下で最終案を策定し、理事会総務委員会に諮ると共に常任理事会において審議・決定する。なお、現在、職員評価基準等を明確化するための規程の整備を進めている。

業務評価と処遇改善に関しては、各所属部署内における管理職者と年 3 回目標面談により、業務の進捗などの確認を行っている以外に、事務局長と総務部長が専任事務職員全員を対象として、年 1 回キャリア形成シートによる面談を実施している。専任事務職員を除く事務職員に対しては総務課長が個別面談を行っている。

【改善の方策】

法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援等が円滑に行われているかどうかについては、学長はじめ、各部署の長が常に注視することで改善の必要があるかどうかを判断することとする。

基準 10 大学運営・財務 点検・評価項目⑤ 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。	大学執行部
---	-------

＜大学執行部＞

【現状説明】

2012 年度から職員面談制度を取り入れ、法人事務局長と総務部長による専任事務職員全員と個別に話し合いの場を持っている。面談の基礎資料は、本人が事前に提出するキャリア形成シートである。これには、担当職務、適性、仕事量、難易度、部署内コミュニケーション、職場環境、今年度の目標、これまでのキャリア、学内プロジェクトへの参画、学外研修会への参加状況、業務外活動への取り組み、今後のキ

キャリア形成志向等が記されている。面談の中で、キャリアパスや業務に向う姿勢についての意見交換を通じ、本学園の求める職員像を確認しながら事務職員の意欲・資質の向上に資する一助としている。

加えて、SD 研修を活発に行うことの重要性に鑑み、本学園では夏期休業期間を利用して毎年研修を実施している。これは、本学園の建学の精神を基にした学生・生徒・園児への支援体制の充実を目的に、テーマに基づくグループ・ディスカッションと発表を行うことにより、職員力向上に繋がっていると認識している。また、これを通じて部局間や各部署間の情報共有も進み、総合学園としての一体感と相互コミュニケーションの深化にも役立っている。教育理念における研修としては、毎年度 IC ビジョン・フォーラム（学園キリスト教教育研修会）が行われている。

【改善の方策】

教員の教育能力の向上のための FD は、近年活発に実施されるようになり、多くの教員が参加する反面、教員の SD 活動への参加率は高くない。2023 年度は、積極的な参加をさらに促していく。

基準 10 大学運営・財務 点検・評価項目⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	大学執行部
--	--------------

<大学執行部>

【現状説明】

大学運営の適切性に係る点検・評価については、第 15 期中期計画の個所で前述したが、特に教学運営に関しては教育課程評議会や授業改善委員会によって適宜実施している。以下、法人事務局による監査プロセスについて追加検証する。

監事の選任及び職務については学園寄附行為第 8 条に定めている。現在、選任された 2 名の監事が、学園寄附行為および監事会規程に則り、本学を含む法人の業務の全体とその財産状況等を監査している。毎会計年度に監査報告書を作成し、当該会計年度終了後に理事会と評議員会に提出することとしており、この作業の過程で監事と監査法人による会計監査方針の説明、会計監査結果説明、学園監事とのディスカッションも、2010 年度から実施されている。監事は、理事会・評議員会だけでなく、文部科学省主催の監事研修会への出席や設置認可時の文部科学省のヒアリングにも同席し、その責務を全うしている。

学園の監査室は、学園業務の適正化・効率化、教職員業務に関する意識の向上により学園の健全な発展・社会的信頼の保持に資する目的のもとに 2009 年度に設置された。2011 年度に学園内部監査規程を設け、学園内の監査室職員と学園監事、監査法人との連携も強化されている。内部監査は業務監査、財務監査、システム監査からなり、理事長の承認を得た監査計画書に基づき定期監査を実施している（根拠資料 10-19）。さらに、理事長の指示により、必要に応じて臨時監査も行うことにしている。監査実施の後に、監査報告書を作成し、理事長へ報告する。理事長は、改善の処置が必要と判断した時は、部局長に対し業務改善を指示する。

以上の様々な点検・評価プロセスにより明らかとなった問題や課題は、大学および法人の双方において改善・向上を図っている。そのアクションの具体については、本学にあっては大学運営会議をはじめとする各種会議体や教授会において、また法人にあっては理事会や評議員会において、時々の議事や報告事項として上程しており、公開可能な重要事項については「事業報告書」において公表している。

【改善の方策】

2021 年度より実施している自己点検・評価において、大学運営の向上に向けた適切な取り組みが行われているか見極めることとする。

基準 10 大学運営・財務 (2) 財務 点検・評価項目① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。	大学執行部
---	-------

＜大学執行部＞

【現状説明】

本学ならびに本学園の財務は、基本的には単年度会計の域を出ておらず、その中・長期的計画の明確な策定には至っていない。教育研究活動を安定的に遂行するため、例えば校舎建設や減価償却引当特定資産といった多額かつ長期的な予算計画措置が必要となる費目については「第2号基本金」に係る計画を有しているが、その他の教育研究活動予算についてはその中・長期的計画性に基づくアクションプランをもって検討されている。

ただし、中・長期的な「計画」の域には及ばないものの、日本私立学校振興・共済事業団が提案している「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）」の正常状態（A3）を保持することを目指しており、本学園ではその目標を達成している。

今後、大学が位置する茨城県北部地域は、高校生人口の顕著な減少が想定される。よって、高校生に選ばれる大学として、教育研究活動の側面から中・長期的財政計画の策定を検討することは必要であり、2022年度は学長以下、執行部において検討を行った。

【改善の方策】

中・長期的財政計画を策定する検討を継続的に行うこととする。

基準 10 大学運営・財務 点検・評価項目② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。	大学執行部
--	-------

＜大学執行部＞

【現状説明】

上述したように、本学園では「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）」の正常状態（A3）を維持していることから、教育研究水準を維持し、向上させていくための財務基盤は、確保されていると判断できる。

【改善の方策】

2022年度においてもA3ランクを維持している。本学における中・長期的財政計画の検討を進めると

ともに、更なる安定的な財務基盤とするため、外部資金の獲得および寄附金を集める努力を行っていく。